



上天草市障がい者計画

～安心・快適な暮らしづくり～

(第3期：平成30年度～平成35年度)



平成30年3月

上天草市

ごあいさつ



本市におきましては、障がい者施策に関する国の指針である「障害者基本法」に基づき、障がい者の社会参加の機会の確保、及び地域社会における共生社会の実現や社会的障壁の除去を目指し、平成18年度から平成23年度までを計画期間とする第1期上天草市障害者計画、平成24年度から29年度までを計画期間とする、第2期上天草市障がい者計画を策定し「安心・快適な暮らしづくり」を基本理念にさまざまな障がい福祉施策を推進してきました。

近年、社会情勢のめまぐるしい変化や保健・医療技術の進歩などを背景に、障がい者を取り巻く状況は大きな変化をみせている中、第2期上天草市障がい者計画が平成29年度末をもって終了することから、本市における障がい者施策の基本指針として、障がい福祉の充実を引き続き推進していくために、平成30年度から平成35年度までを計画期間とする第3期上天草市障がい者計画を策定しました。

誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らせるために、一人一人の人格と個性が尊重され、お互いに対等な地域の一員として主体性をもって社会、経済、文化、スポーツなどあらゆる活動に参加できる機会が保障された地域の実現に向けて、本計画に基づいたさまざまな施策を実現していく所存でございます。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言を頂きました上天草市障がい者計画及び障がい福祉計画策定検討委員の皆様をはじめアンケートにご協力いただきました事業者、市民の皆さんに心からお礼を申し上げますとともに、計画推進に一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成30年3月

上天草市長 堀江 隆臣

目 次

第1章 計画の概要	1
1－1 計画の趣旨	1
1－2 計画の位置づけと他計画との関係	1
1－3 計画の期間	1
第2章 計画の背景	2
2－1 国および県の動向	2
2－2 障がい者(児)の現状	5
2－3 障がい者施策の進捗状況	7
2－4 アンケート調査結果	8
第3章 計画の基本的な方針	24
3－1 基本理念・基本的視点	24
3－2 基本目標および施策体系	25
第4章 施策の展開	26
4－1 障がいの理解の促進	26
4－2 自立した生活への支援	28
4－3 保健・医療の充実	30
4－4 保育・教育の充実	32
4－5 雇用・就労の支援	34
4－6 生活環境の充実	36
4－7 社会参加・交流の促進	38
第5章 計画の推進	40
5－1 計画の推進体制	40
5－2 進行管理・評価体制	40

第1章 計画の概要

1－1 計画の趣旨

我が国の障がい福祉施策は、平成23年の障害者基本法の改正（平成23年8月公布、施行）、平成24年の障害者自立支援法の改正（障害者総合支援法に改称）、平成25年の障害者差別解消法の制定、平成28年の障害者雇用促進法の改正など、さまざまな国内法の整備が進められてきました。法に基づき施策の推進を図るため、国においては障がい者施策の基本方針を定めた「第3期障害者基本計画」（計画期間：平成25年度から29年度まで）が、県においても「第5期熊本県障がい者計画（くまもと障がい者プラン）」（計画期間：平成27年度から32年度まで）が策定され、障がいのある人の自立と社会参加の支援等に向けた施策の推進が図られているところです。本市においても、国・県の基本方針及び施策のもと、平成24年度から平成29年度までを計画期間とする「第2期上天草市障がい者計画」を策定し社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、差別の禁止などの社会的障壁の除去に資するため「安心・快適な暮らしづくり」を基本理念に各施策を推進してきました。

この度「第2期上天草市障がい者計画」が平成29年度末をもって終了することから、国・県の動向を見据え、これまでの基本理念及び障がい福祉の充実に向けた各種の施策を継承し平成30年度からの新たな計画となる「第3期上天草市障がい者計画」を策定するものです。

1－2 計画の位置づけと他計画との関係

本計画は、障害者基本法第11条第3項に規定された市町村障害者計画として策定するものであり本市における障がい者（児）のための施策に関する基本的な事項を定めすべての障がい者（児）が、安心して自立した生活を送るための総合的な計画として推進するものです。

本計画は、「上天草市総合計画」をはじめ、関連する「上天草市地域福祉計画」、「上天草市障がい福祉計画・障がい児福祉計画」、「上天草市災害時要援護者避難支援計画」、「上天草市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」、「上天草市子ども・子育て支援事業計画」、「上天草市健康づくり推進計画」、「上天草市保健事業実施計画」などの各種計画との整合や連携を図ります。

1－3 計画の期間

本計画は、本市の障がい福祉施策に関して長期的・総合的な視点に基づき推進するものです。本計画の基本理念・基本目標をもとに策定される上天草市障がい福祉計画及び上天草市障がい児福祉計画が3年を1期として定める計画となることから、障がい福祉施策を一体となって推進するために、両計画の見直しのサイクルを統一し、平成30年度から平成35年度までの6年間とします。

第2章 計画の背景

2－1 国および県の動向

誰もが相互に人格と個性を尊重し支えあう「共生社会の実現」に向けて、国の法整備が次のように行われてきました。

①障害者虐待防止法（平成23年6月）

- 何人も障がい者を虐待してはならない旨や、障がい者の虐待防止に係る国等の責務、障がい者虐待の早期発見の努力義務が規定されました。
- 障がい者虐待防止等に係る具体的枠組が、養護者、障害者福祉施設従事者等、使用者による虐待の3つのケース別に定められました。
- 就学する障がい児、保育所等に通う障がい児及び医療機関を利用する障がい者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務づけられました。

②障害者基本法の改正（平成23年8月）

- ◆ 目的規定の見直し
- 「障がいの有無にかかわらず、共生する社会を実現するため、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を、総合的かつ計画的に推進すること」を目的としています。

③障害者総合支援法の制定（平成24年6月）

- 共生社会を実現するため、社会参加と選択の機会の確保及び社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを目的としています。

④障害者差別解消法の制定（平成25年6月）

- 障がいのある人に対する不当な差別的扱いや合理的配慮の不提供等の差別の解消に向けた取り組みを推進することを目的としています。
- 熊本県においては、「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」（平成24年4月）を制定し障がいのある人に対する不当な差別的扱いや合理的配慮の不提供等の差別の解消に向けた取り組みを4つのポイントで推進しています。

- 不利益取扱いの禁止
- 社会的障壁の除去のための合理的な配慮
- 相談体制及び個別事案解決の仕組み
- 県民の理解の促進

改正障害者基本法〈わかりやすい版〉＝抜粋＝

第1条 目的（目指すこと）

この法律は、すべての人が人権をもっているという考え方に基づいて、障害があってもなくても分けられず一人ひとりを大切にする社会（つぎからは「共生社会」といいます）をつくるために、自立や社会参加を支援する法律や制度をよりよいものにしたり、つくったりすることを目指します。

第2条 定義（この法律で使われている言葉の意味）

障害のある人とは、身体障害や知的障害のある人や、発達障害を含めた精神障害のある人、他の障害のある人で、障害や社会的障壁（社会のかべ）によって、暮らしにくく、生きにくく状態が続いている人をいいます。

社会的障壁（社会のかべ）とは、障害のある人を暮らしにくく、生きにくくする社会にあるもの全部で、次のようなものです。

- ことがら（たとえば、早口で分かりにくく、あいまいな案内や説明）
- 物（たとえば、段差、むずかしい言葉、手話通訳のない講演、字幕のないテレビ番組、音のならない信号）
- 制度（たとえば、納得していないのに入院させられる・医療費が高くて必要な医療が受けられない、近所のともだちと一緒に学校に行くことが認められないことがあること）
- 習慣（たとえば、障害のある人が結婚式や葬式に呼ばれないこと、障害のある人が子ども扱いされること）
- 考え方（たとえば、障害のある人は施設や病院で暮らしたほうが幸せだ、障害のある人は施設や病院に閉じ込めるべきだ、障害のある人は結婚や子育てができない）

第3条 地域社会における共生等（みんなと一緒にまちで暮らすこと）〈基本原則1〉

共生社会をつくるために、つぎのことを目指します。大事なことは、障害のある人が障害のない人と同じ人権をもっていて、大切な人として認められ、人間らしく暮らし、生きる権利があることです。

- 障害のある人みんなが、社会のすべての場面に参加できるようにすること
- 障害のある人みんなが、どこで誰と暮らすのか自分で選ぶことができて、地域でみんなと一緒に暮らせるようにすること
- 障害のある人みんなが、手話などのことばや必要なコミュニケーション（気持ちを伝えること）の方法（点字、指点字、触手話、要約筆記、筆談、わかりやすいことば）を選ぶことができるようになります。また、情報を手に入れたり、使ったりする方法を選べるようにすること

第4条 差別の禁止（差別をなくすこと）〈基本原則2〉

障害があるからという理由で障害のある人を差別してはいけません。差別など、障害のある人の権利を認めないようなことをしてはいけません。

社会的障壁（社会のかべ）のために困っている障害のある人がいて、その障壁をなくすための負担が大きすぎないときは、差別をすることにならないように、その障壁をなくすために必要で理由のある対応（合理的な配慮）をしなければなりません。

国は、差別とは何かをみんなに伝え、差別をなくすために必要な情報を集め、整理し、ほしい人の手に入るようしなければなりません。

第5条 国際的協調（世界の人と協力しあうこと）〈基本原則3〉

共生社会をつくるために、世界の人と協力しなければなりません。

第6条 国及び地方公共団体の責務（国と都道府県市町村の責任）

国と都道府県市町村は、共生社会をつくるために、地域社会における共生（みんなと一緒にまちで暮らすこと）、差別の禁止（差別をなくすこと）、国際的協調（世界の人と協力しあうこと）という基本原則（大事な決まりこと）にしたがって、障害のある人の自立や社会参加の支援のための法律や制度を行う責任があります。

第7条 国民の理解（みんなが理解すること）

国と都道府県市町村は、地域社会における共生（みんなと一緒にまちで暮らすこと）、差別の禁止（差別をなくすこと）、国際的協調（世界の人と協力しあうこと）という基本原則（大事な決まりごと）について、みんなの理解を深めるために必要な法律や制度を行わなければなりません。

第8条 国民の責務（みんなの責任）

みんなは、地域社会における共生（みんなと一緒にまちで暮らすこと）、差別の禁止（差別をなくすこと）、国際的協調（世界の人と協力しあうこと）という基本原則（大事な決まりごと）にしたがって、共生社会をつくるために、努力しなければなりません。

「障がい」の標記について

本市では、「障害」の表記について、法令、条例、規則や固有名称等を除き「障がい」と一部ひらがな表記を行っています。

本計画においても法令等で用いられる場合を除き、「障がい」と表記します。

2－2 障がい者（児）の現状

（1）身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数は、平成28年度は1,946人となり年々減少しています。年齢別にみると65歳以上が7割以上を占め、高齢者の占める割合が高くなっています。

障害種類別にみると、全体的に減少がみられますが、聴覚・平衡機能障害が増加しています。

＜年齢別身体障害者手帳所持者数の推移＞

年齢区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
18歳未満	11人 (0.5%)	12人 (0.6%)	13人 (0.6%)	16人 (0.8%)	16人 (0.8%)	19人 (1.0%)
18歳以上65歳未満	537人 (26.4%)	506人 (24.3%)	495人 (24.1%)	470人 (23.2%)	435人 (21.9%)	415人 (21.3%)
65歳以上	1,489人 (73.1%)	1,567人 (75.2%)	1,549人 (75.3%)	1,542人 (76.0%)	1,536人 (77.3%)	1,512人 (77.7%)
合 計	2,037人	2,085人	2,082人	2,028人	1,987人	1,946人

※各年度3月31日時点での数値 ※下段の%は各年度の構成比

＜障害種類別身体障害者手帳所持者数の推移＞

年齢区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
視覚障害	192人 (9.4%)	178人 (8.5%)	171人 (8.3%)	170人 (8.4%)	156人 (7.9%)	146人 (7.5%)
聴覚・平衡機能障害	211人 (10.4%)	220人 (10.6%)	224人 (10.9%)	224人 (11.0%)	229人 (11.5%)	233人 (12.0%)
音声・言語・そしゃく機能障害	21人 (1.0%)	23人 (1.1%)	25人 (1.2%)	23人 (1.1%)	21人 (1.1%)	21人 (1.1%)
肢体不自由	983人 (48.3%)	1,026人 (49.2%)	1,014人 (49.3%)	990人 (48.8%)	960人 (48.3%)	940人 (48.3%)
内部機能障害	630人 (30.9%)	638人 (30.6%)	623人 (30.3%)	621人 (30.6%)	621人 (31.3%)	606人 (31.1%)
合 計	2,037人	2,085人	2,082人	2,028人	1,987人	1,946人

※各年度3月31日時点での数値 ※下段の%は各年度の構成比

<等級別身体障害者手帳所持者数の推移>

年齢区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
1級	650人 (31.9%)	629人 (30.2%)	643人 (31.3%)	637人 (31.4%)	635人 (32.0%)	609人 (31.3%)
2級	338人 (16.6%)	340人 (16.3%)	313人 (15.2%)	308人 (15.2%)	300人 (15.1%)	289人 (14.9%)
3級	255人 (12.5%)	269人 (12.9%)	268人 (13.0%)	258人 (12.7%)	250人 (12.6%)	246人 (12.6%)
4級	563人 (27.6%)	606人 (29.1%)	608人 (26.6%)	599人 (29.5%)	577人 (29.0%)	567人 (29.1%)
5級	108人 (5.3%)	106人 (5.1%)	116人 (5.6%)	100人 (4.9%)	98人 (4.9%)	101人 (5.2%)
6級	123人 (6.0%)	135人 (6.5%)	98人 (4.8%)	126人 (6.2%)	127人 (6.4%)	134人 (6.9%)
合 計	2,037人	2,085人	2,057人	2,028人	1,987人	1,946人

※各年度 3月31日時点での数値 ※下段の%は各年度の構成比

(2) 療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者は前期計画では360人前後で推移しており、平成28年度においては367人と増加しています。等級別にみると、中度B1が最も高くなっています。また、平成23年度からの推移をみると、B2が31人増加しています。

<等級別療育手帳所持者数の推移>

年齢区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
A1（最重度）	64人 (19.6%)	64人 (18.7%)	63人 (17.5%)	66人 (18.0%)	64人 (17.7%)	65人 (17.7%)
A2（重度）	86人 (26.4%)	89人 (25.9%)	95人 (26.3%)	95人 (26.0%)	95人 (26.2%)	90人 (24.5%)
B1（中度）	127人 (39.0%)	130人 (37.9%)	129人 (35.7%)	128人 (35.0%)	123人 (34.0%)	132人 (36.0%)
B2（軽度）	49人 (15.0%)	60人 (17.5%)	74人 (20.5%)	77人 (21.0%)	80人 (22.1%)	80人 (21.8%)
合 計	326人	343人	361人	366人	362人	367人

※各年度 3月31日時点での数値 ※下段の%は各年度の構成比

(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者は平成26年度に243人と最も高くなっていますが、その後減少しています。5年間の推移をみると1級が19人減少しています。手帳は2年ごとの更新申請が必要なため、更新勧奨の方法の検討が必要です。

＜等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移＞

年齢区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
1級	109人 (49.5%)	104人 (45.0%)	100人 (43.3%)	95人 (39.1%)	99人 (42.1%)	90人 (40.4%)
2級	103人 (46.8%)	115人 (49.8%)	117人 (50.6%)	136人 (56.0%)	125人 (53.2%)	119人 (53.4%)
3級	8人 (3.6%)	12人 (5.2%)	14人 (6.1%)	12人 (4.9%)	11人 (4.7%)	14人 (6.3%)
合計	220人	231人	231人	243人	235人	223人

※各年度3月31日時点での数値 ※下段の%は各年度の構成比

2－3 障がい者施策の進捗状況

前期計画の各施策の具体的な取り組みについて、市役所関係各課（学務課・社会教育課・総務課・企画政策課・産業政策課・建設課・健康づくり推進課）に計画の進捗状況を把握しました。その結果、「A 完了済及び完了し継続」が17項目、「B 完了に向け進行中」が11項目、「C 実施に向け検討中又は一部のみ実施」が6項目となっており、全体の91.9%が概ね計画通り進行していました。

基本目標別にみると、「3. 保健・医療の充実」「4. 保育・教育の充実」「5. 雇用・就業の支援」については、概ね完了もしくは完了に向け進行しています。

しかし、障がい者（児）の地域への参加に向けた環境整備である「6. 生活環境の充実」「7. 社会参加・交流の促進」取り組みが具体的に進展していない状況となっています。

また、「1. 障がいの理解の促進」「2. 自立した生活への支援」については全目標に共通することですが、啓発・広報活動であるイベントやポスター、パンフレットを活用した広報啓発活動、専門職員による障がいについて学ぶ機会づくりが十分になされていない状況となっています。

今後、本計画の中の施策に盛り込み、推進していく必要があります。

2-4 アンケート調査結果

1. 調査の目的

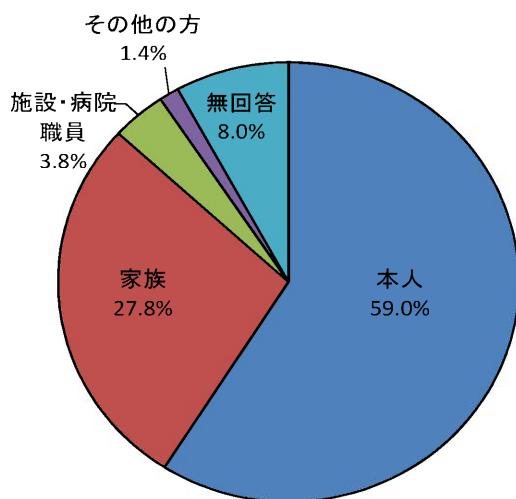
上天草市の障がい者（児）に関する現状や課題を調査し、調査結果を第3期上天草市障がい者計画、第5期上天草市障がい福祉計画、第1期上天草市障がい児福祉計画策定の基礎資料とすることを目的としています。

2. 調査の実施要領

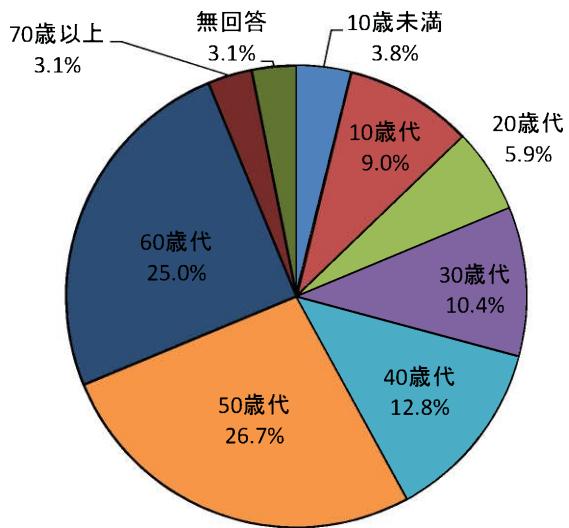
調査期間	平成29年8月10日～平成29年8月25日
調査対象者	上天草市在住の身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者より無作為抽出
調査方法	郵送による配布・回収
配布数	600人
回収数	288人
回答率	48.0%

3. 回答者の属性

(1) 回答者は「本人」が59.0%で最も多く、次いで「家族」が27.8%、「施設・病院職員」が3.8%となっています。



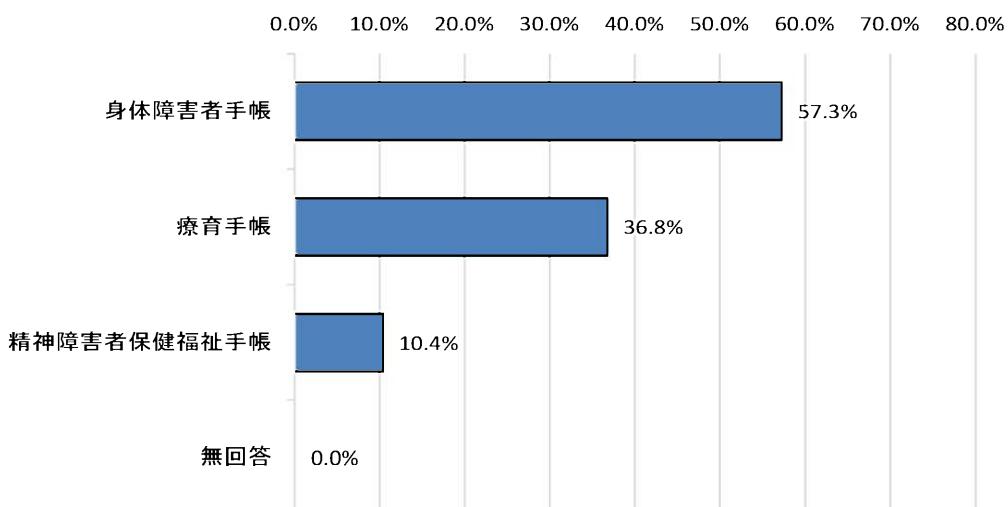
(2) 年代別では「50歳代」が26.7%で最も多く、次いで「60歳代」が25.0%、「40歳代」が12.8%となっています。



項目	回答数	割合
10歳未満	11	3.8%
10歳代	26	9.0%
20歳代	17	5.9%
30歳代	30	10.4%
40歳代	37	12.8%
50歳代	77	26.7%
60歳代	72	25.0%
70歳以上	9	3.1%
無回答	9	3.1%
合計	288	100.0%

(3) 手帳の種類は「身体障害者手帳」所持者が57.3%、「療育手帳」所持者が36.8%、「精神障害者保健福祉手帳」所持者が10.4%となっています。

項目	回答数	割合
身体障害者手帳	165	57.3%
療育手帳	106	36.8%
精神障害者保健福祉手帳	30	10.4%
無回答	0	0.0%
合計	288	—



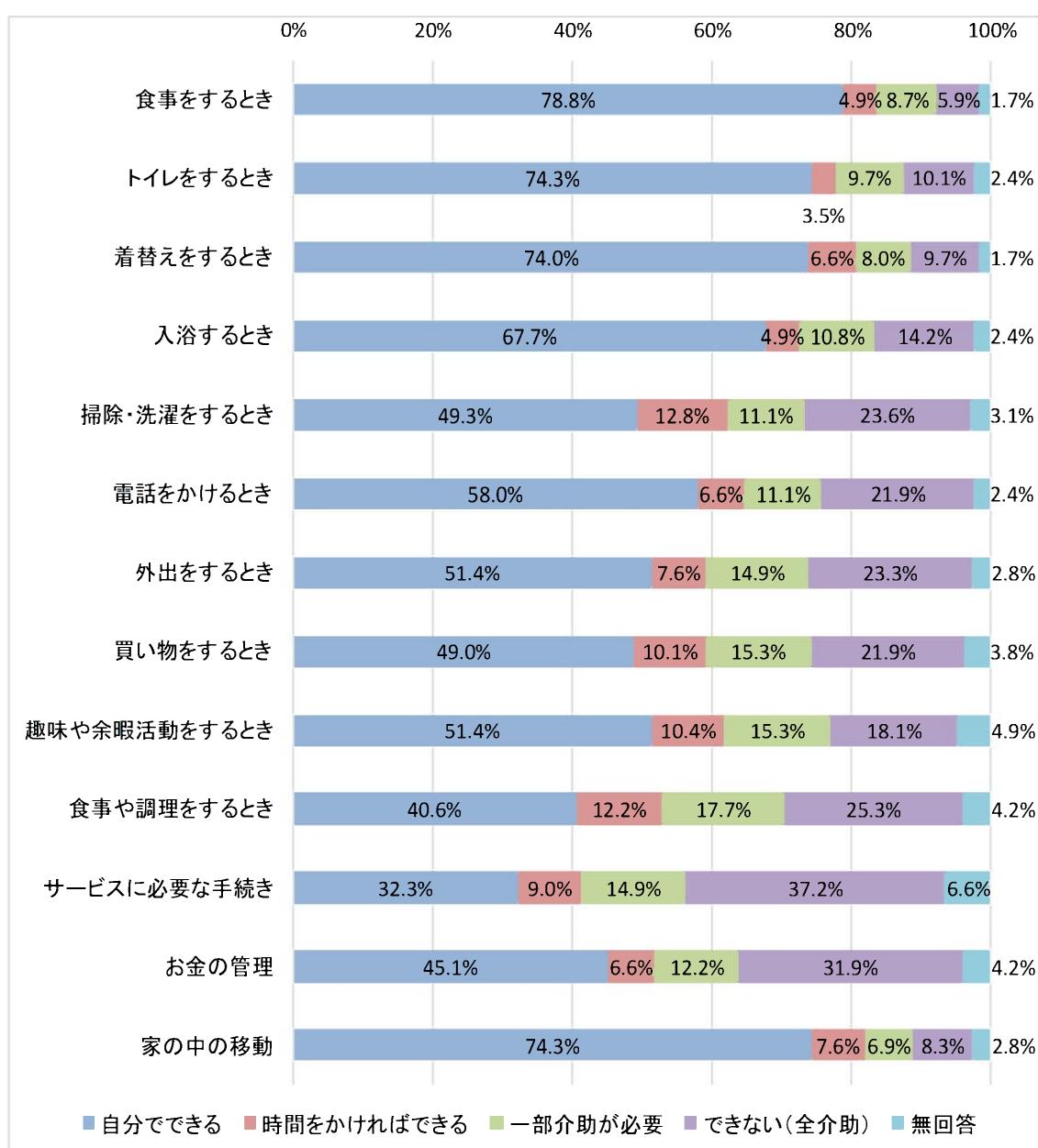
4. 質問項目の集計結果

(1) 日常生活について

日常生活において、「自分でできる」割合が5割を下回ったものは、「掃除・洗濯」、「買い物」、「食事・調理」、「サービスに必要な手続き」、「お金の管理」があり、「療育手帳」所持者の「自分でできる」割合が低い傾向でした。

自立した社会生活を送るうえで、IADL（手段的日常生活動作）は必要不可欠なものですので、支援が望まれます。

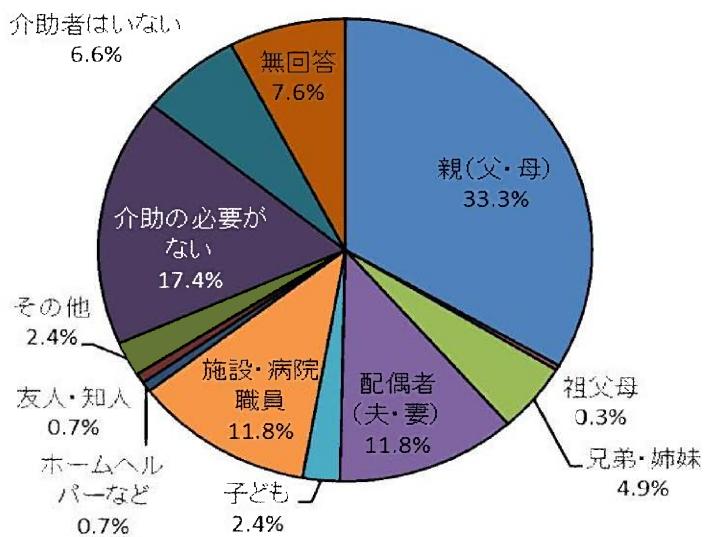
【日常生活の自立度について】



(2) 介助者について

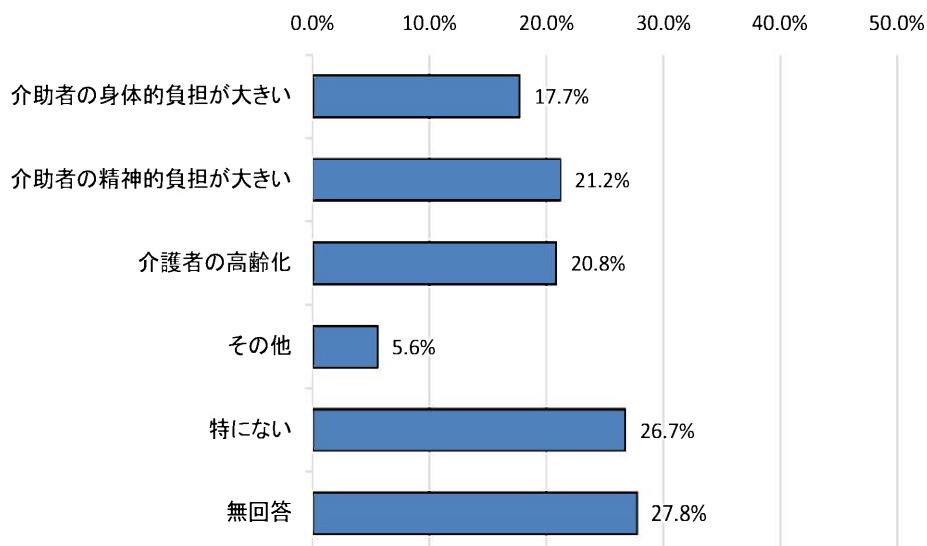
主な介助者については、3分の1が親（父・母）であり、年代は50歳代が最も多く次いで60歳代となっており全体の35.8%となっています。健康状態は「よい」24.3%と「ふつう」38.5%で半数を占める状況です。また健康状態が「よくない」と回答する割合は1割以下でしたが、「精神障害者保健福祉手帳」所持者の介助者においては2割を越していました。

【介助者について】



介助にかかる問題点については、「無回答」、「特ない」以外では「介助者の精神的負担が大きい」が一番高く21.2%、次いで「介助者の高齢化」が20.8%を占め、その中の年代別では、「40歳代」・「70歳以上」において高い割合にありました。

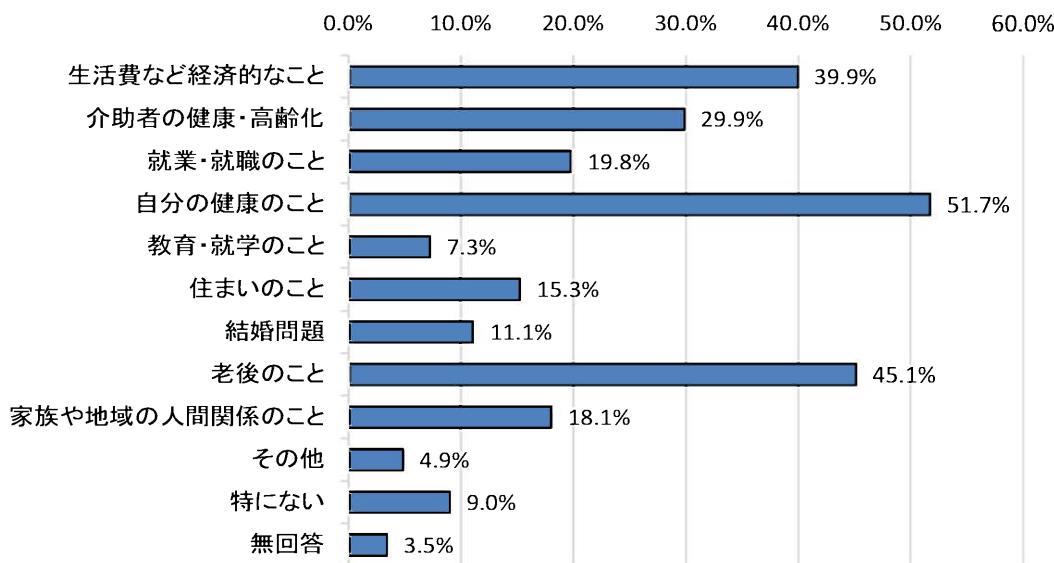
【介助にかかる問題点について】



(3) 現在の生活における不安や悩み

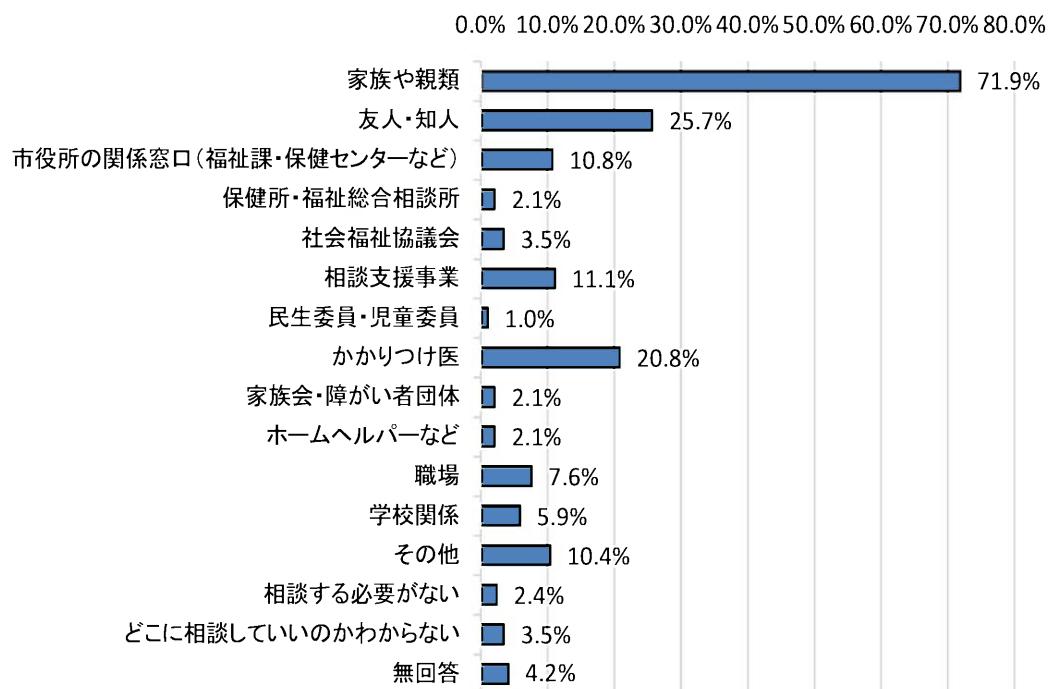
現在の生活の不安や悩みについては、「自分の健康のこと」51.7%、「老後のこと」45.1%、「生活費など経済的なこと」39.9%の回答が高くなっています。

【生活の不安や悩み】



不安や悩みの相談相手では「家族や親類」が71.9%と他より圧倒的に高く、次いで高かったのは、「友人・知人」25.7%、「かかりつけ医」20.8%であり、身近な人に相談する傾向でした。また、「どこに相談していいのかわからない」が全体の3.5%あり、若干であります、「30~60歳代」において相談先がわからないと回答した人もあり、今後、この人達を0にしていくための取り組みや対策が必要だと考えられます。

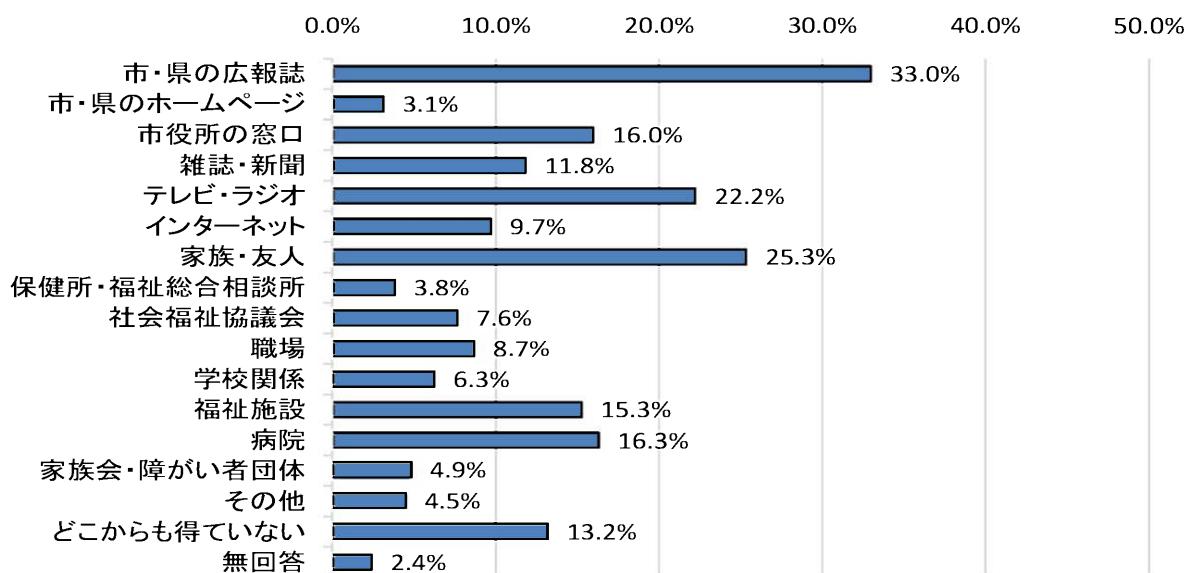
【悩みや困りごとを相談する相手】



(4) 情報収集

福祉の情報収集の方法については、「市・県の広報誌」としている人が全体の約3分の1を占めており、それに対し、「市・県のホームページ」からの情報収集は3.1%でした。また、「家族・友人」25.3%、「テレビ・ラジオ」は22.2%に対し、「雑誌・新聞」11.8%、「インターネット」9.7%となっており現状ではインターネットから福祉の情報を取得する人より広報誌やテレビ・ラジオ、人などから情報を得ている人が多くなっています。また、「どこからも得ていない」が13.2%あり、周知方法を検討していく必要があります。

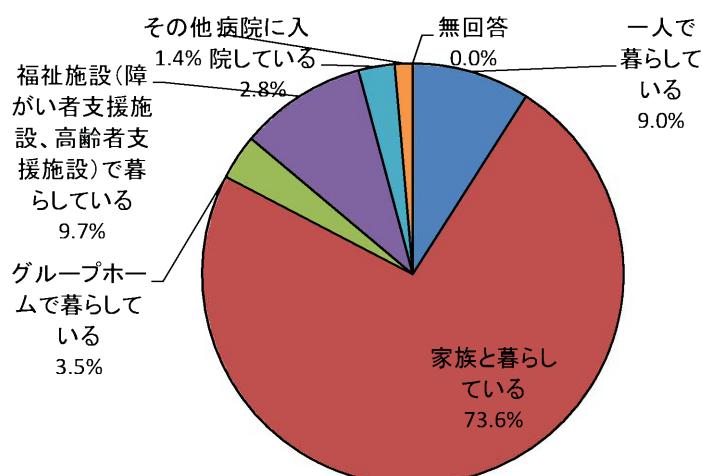
【情報収集の方法】



(5) 暮らしや住まい

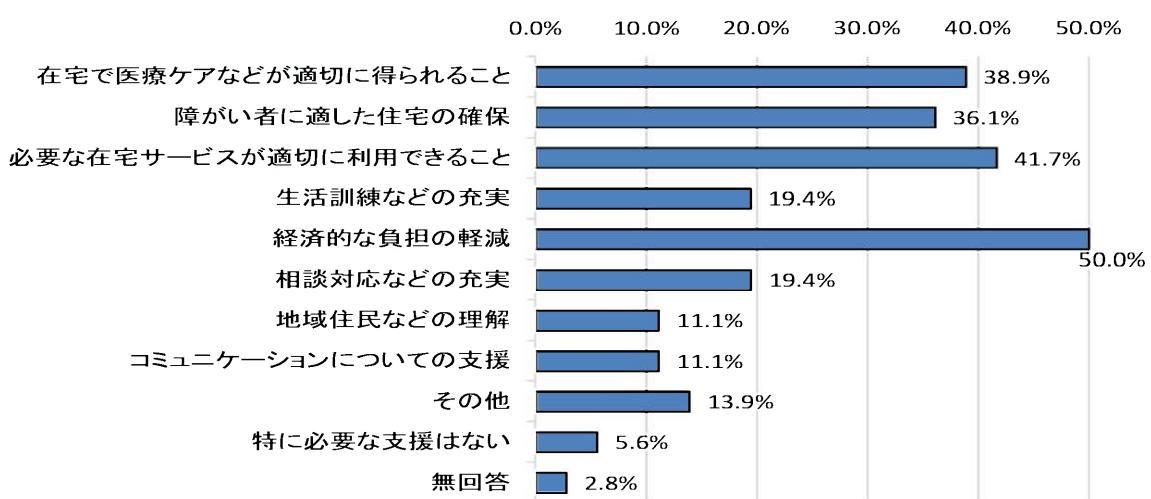
現在の暮らしについては、73.6%の人が家族と暮らしており最も高い状況です。

【現在の暮らし】



福祉施設、病院に入院している人36人に将来的に地域で生活したいかと尋ねたところ、22人（約6割）の人が「今まま生活がしたい」と回答し、9人（約2割）の人が「家族と一緒に暮らしたい」という回答でした。この「家族と一緒に暮らしたい」と回答した人たちが地域で生活するために最も必要だと思うものは、「経済的な負担の軽減」であり、他にも「在宅で医療ケアが適切に得られること」、「障がい者に適した住宅の確保」、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」といった回答も多いことから、福祉施設で暮らしている人や病院に入院している人にとって、地域で生活することに経済的負担や適切なサービス・居住といった不安があることにより「今まま生活がしたい」といった回答が多かったと考えられます。

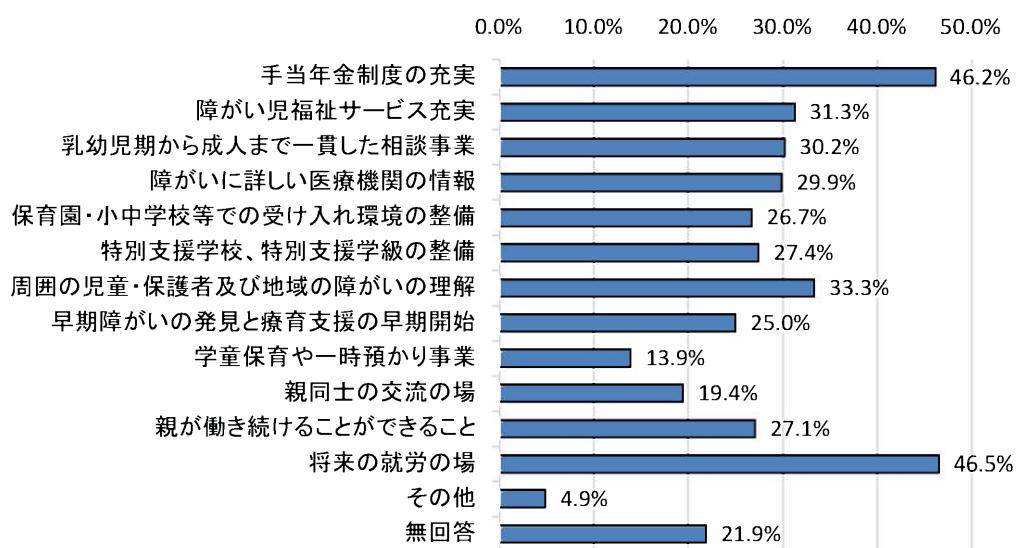
【地域で生活するため必要なこと】



（6）保育・教育

障がいのある子どもが暮らしやすくなるために必要なことについては、経済的な安心・安定のための「手当年金制度の充実」、「将来の就労の場」が高くなっています。将来の自立した生活へ向けて、生活の基盤である経済的安定が望まれていることがうかがえます。

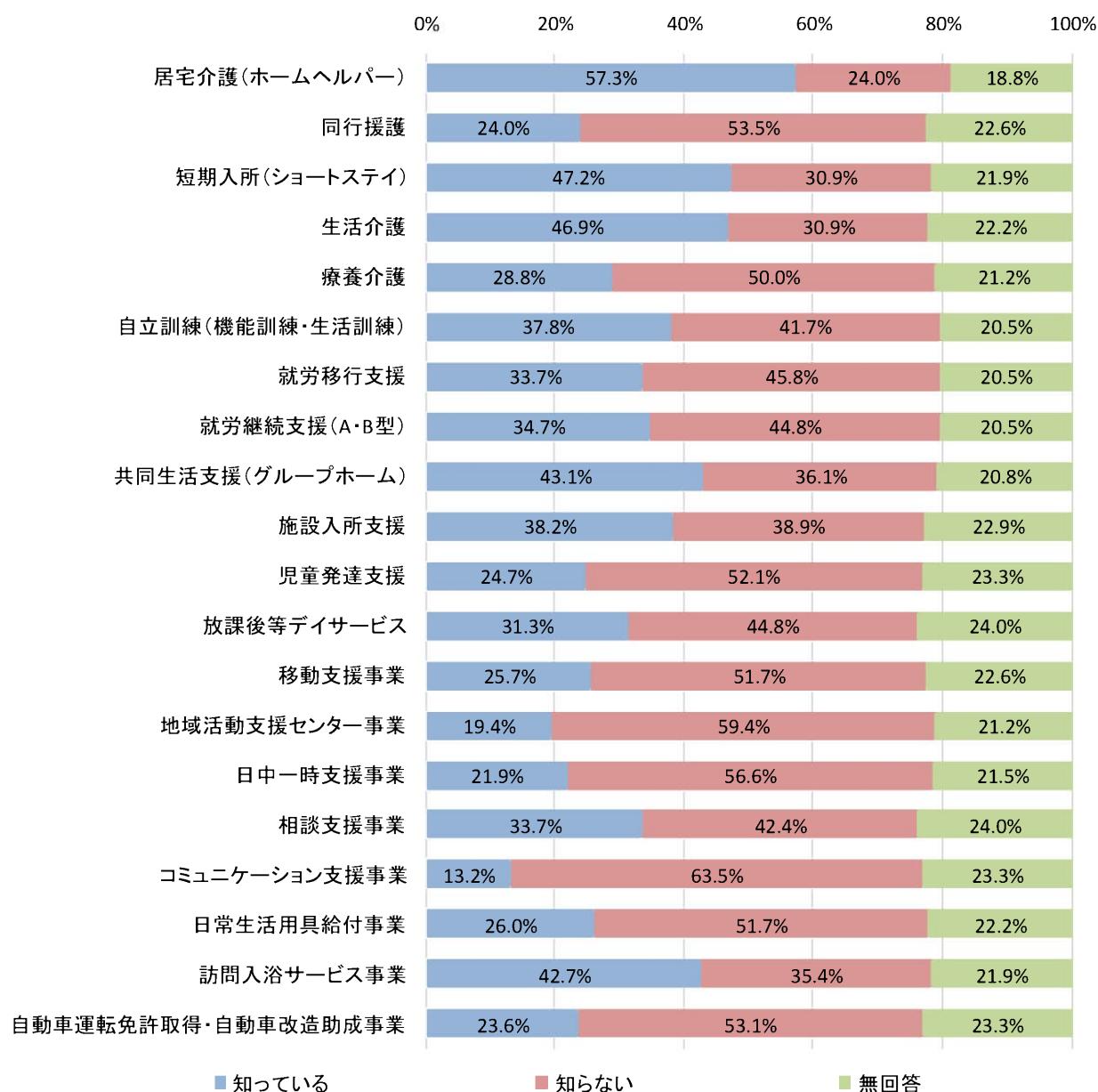
【障がいのある子どもが暮らしやすくなるために必要なこと】



(7) 福祉サービス

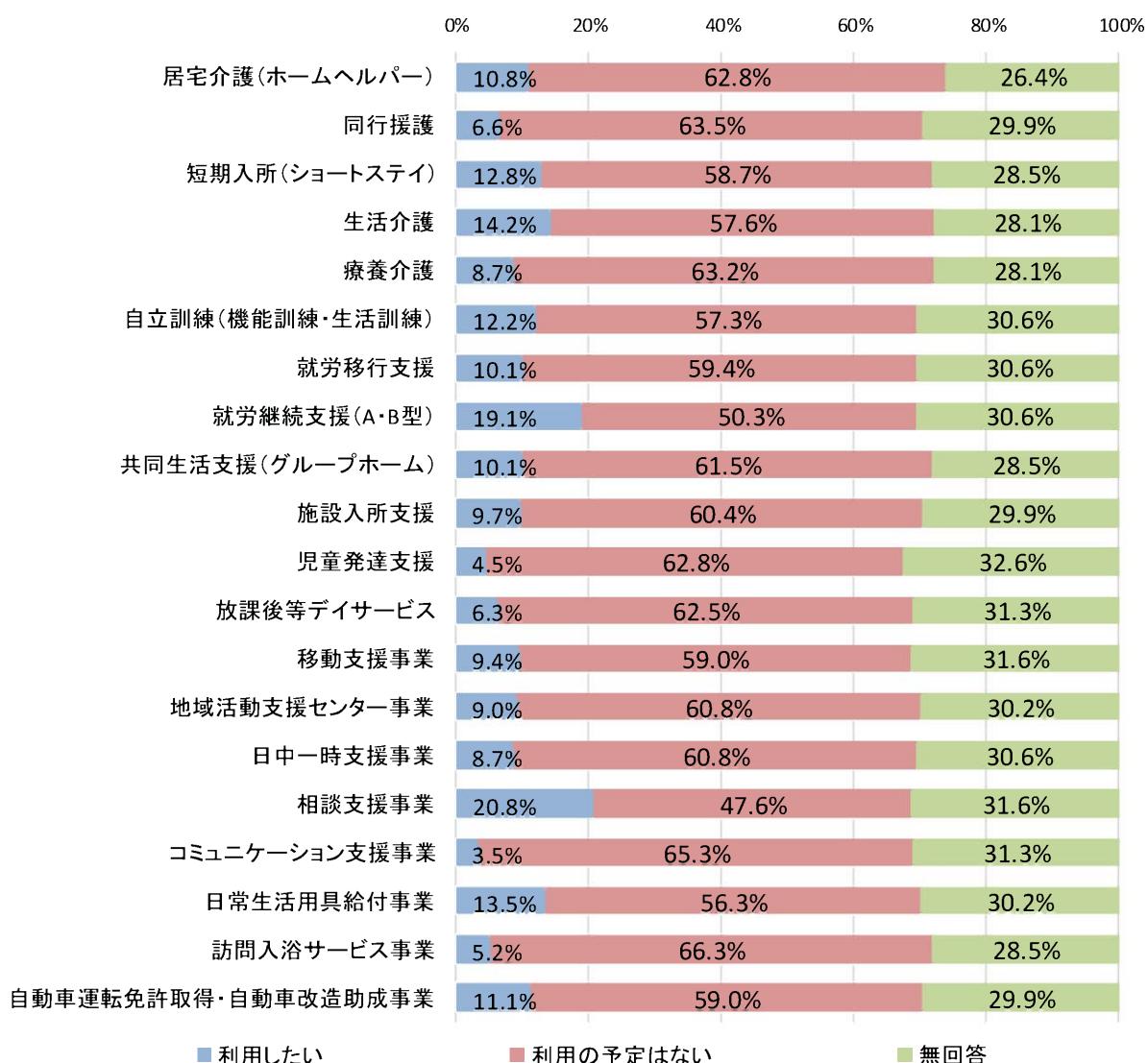
福祉サービスについては、サービスの認知状況が20%を下回るものは「地域活動支援センター事業」、「コミュニケーション支援事業」で、その他、障がい福祉固有のサービスである「同行援護」「児童発達支援」「日中一時支援」「自動車運転免許取得・自動車改造助成事業」については25%を下回っており、周知が進んでいないことがうかがえます。

【サービス認知の状況】



現在、サービスを利用している割合より、今後の利用意向の割合が5%以上高くなつたものは「居宅介護（サービス）」、「同行援護」、「短期入所（ショートステイ）」、「療養介護」、「就労継続支援（A・B型）」、「共同生活援助（グループホーム）」、「地域活動支援センター事業」、「相談支援事業」、「日常生活用具給付事業」、「自動車運転免許取得・自動車改造助成事業」でした。

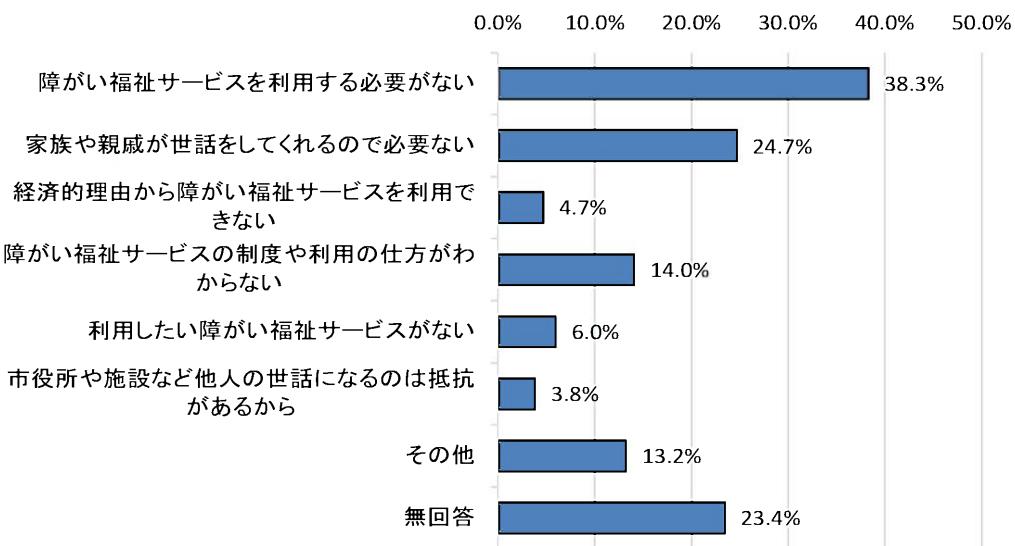
【今後のサービスの利用意向】



福祉サービスを現在利用していない理由については、「障がい福祉サービスを利用する必要がない」、「家族や親戚が世話をしてくれるので必要でない」の割合が高かったが、「障がい福祉サービスの制度や利用の仕方がわからない」といった回答も14.0%ありました。

今後、サービス内容の周知・啓発を行う必要があると考えられます。

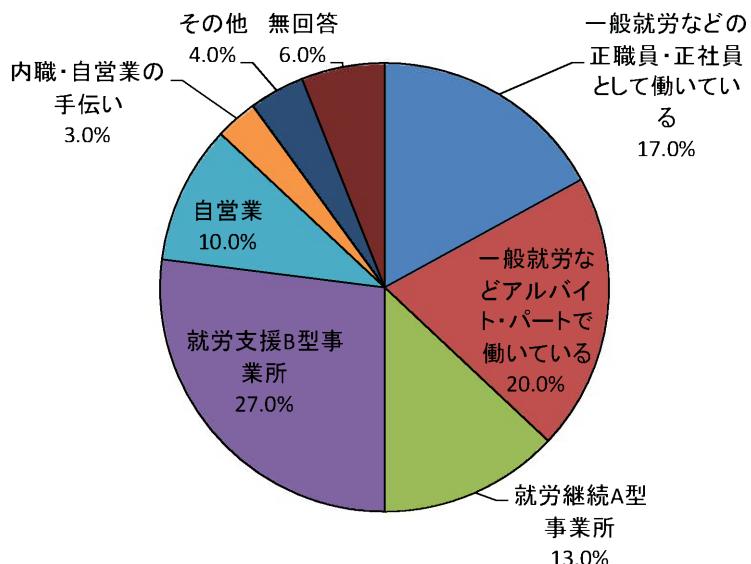
【サービスを利用していない理由】



(8) 就労について

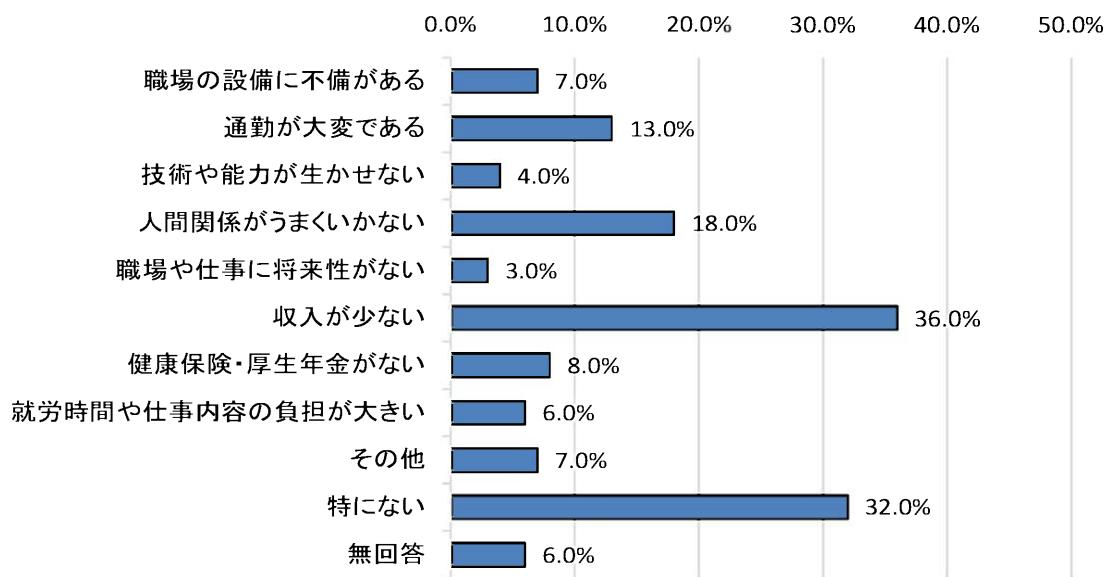
就労については、現在働いている人は全体の34.7%であり、仕事先の最も多いところは「就労継続支援B型事業所」27.0%でした。

【働いている場所】



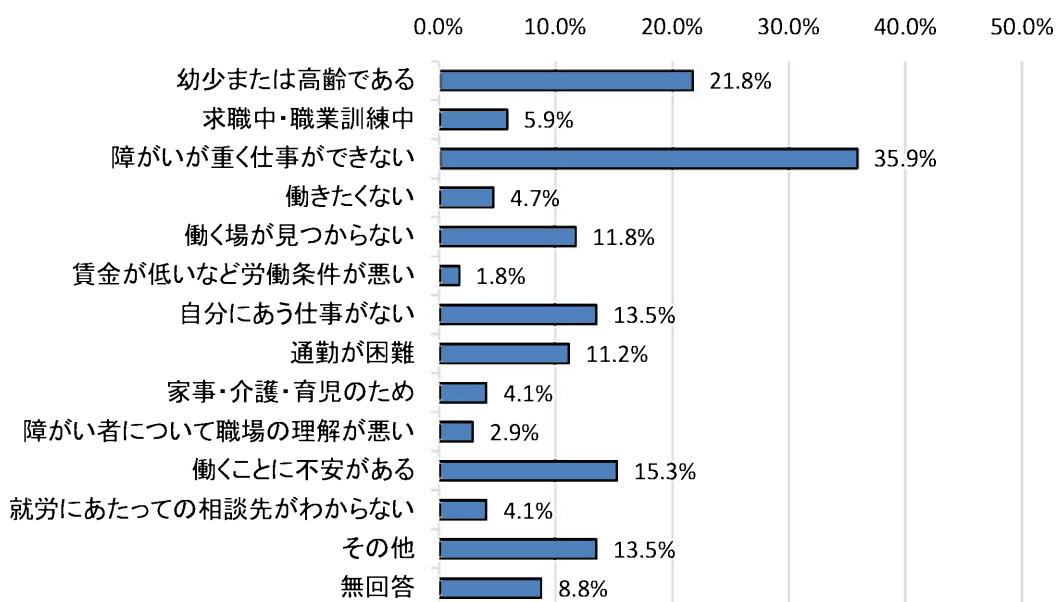
仕事をする上で不安や不満を感じることについては「収入が少ない」36.0%といった経済的な不満が高く出ましたが、「特になし」32.0%といった不満がない回答も高くなっていました。

【不満を感じること】



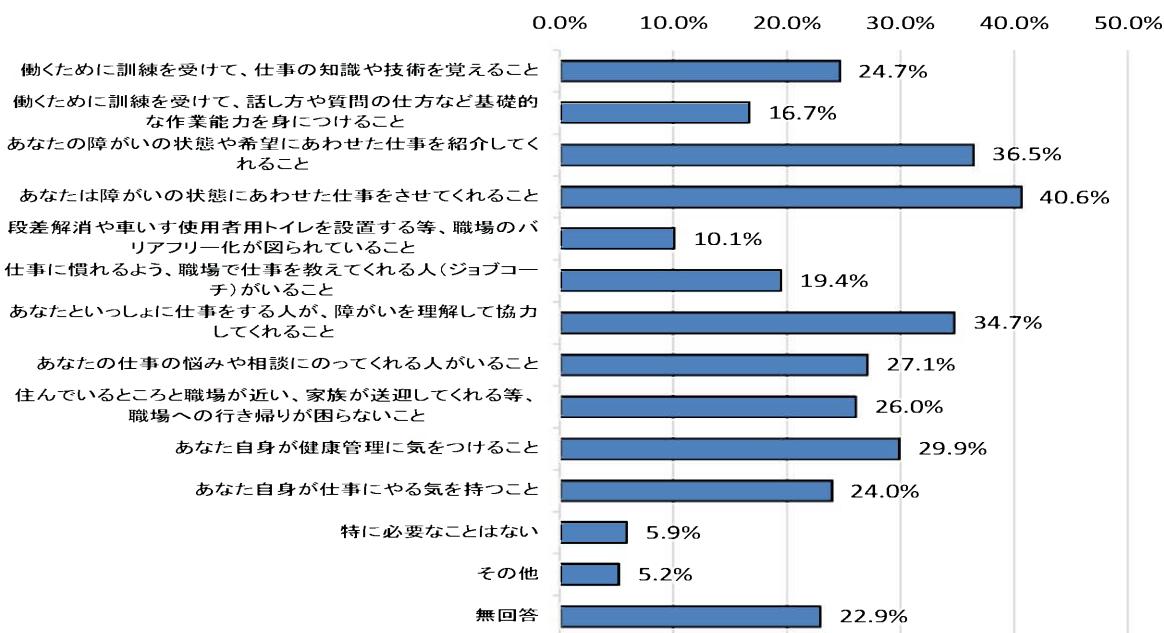
働いていない理由については、「障がいが重く仕事ができない」35.9%、「幼少または高齢である」21.8%といった理由が上位にあがっています。就労以外の日中の活動の場の提供も併せて考えていく必要があります。

【働いていない理由】



本人が就労するために必要なことについては、「障がいの状態にあわせた仕事をさせてくれること」40.6%、「障がいの状態や希望にあわせた仕事を紹介してくれること」36.5%、「いっしょに仕事をする人が、障がいを理解して協力してくれること」34.7%が高い回答でした。のことから、就労を取りまく関係者が本人の障がいの状態を理解し、それに合わせた仕事の内容であったり、協力して仕事ができる環境づくりが必要であると考えられます。

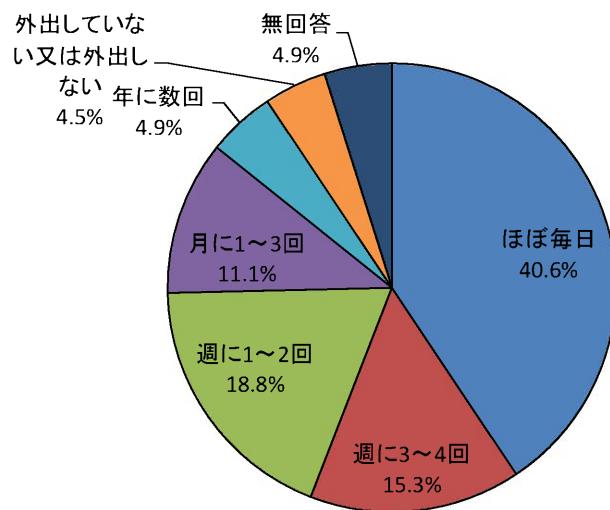
【就労のために必要なこと】



(9) 外出について

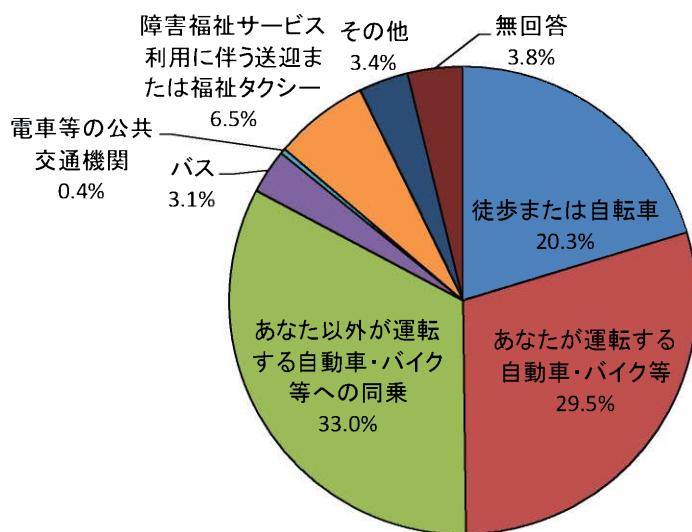
外出の頻度については、4割の人は「ほぼ毎日」外出しており、ほとんど外出していない人『「年に数回」4.9%+「外出していない又は外出しない」4.5%』は1割程度でした。

【外出の頻度】



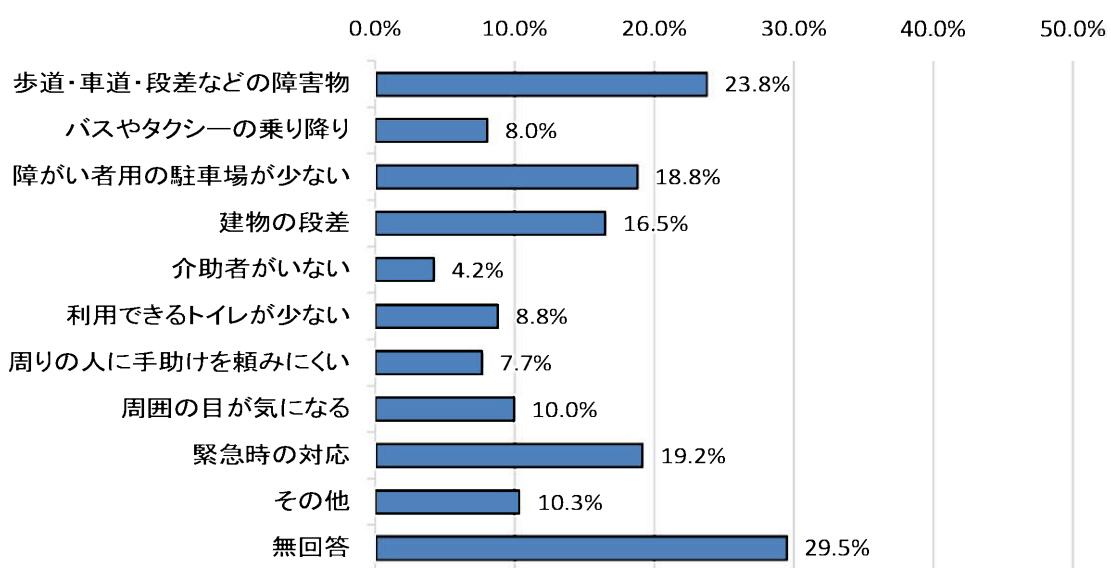
外出する交通手段については、「あなた以外が運転する自動車・バイク等への同乗」33.0%、と周囲の支援のもと外出されています。次に「あなたが運転する自動車・バイク等」29.5%、「徒歩または自転車」20.3%の回答が高くなりました。公共のバスなどの利用は低く3.5%にとどまっている状況です。

【外出の交通手段】



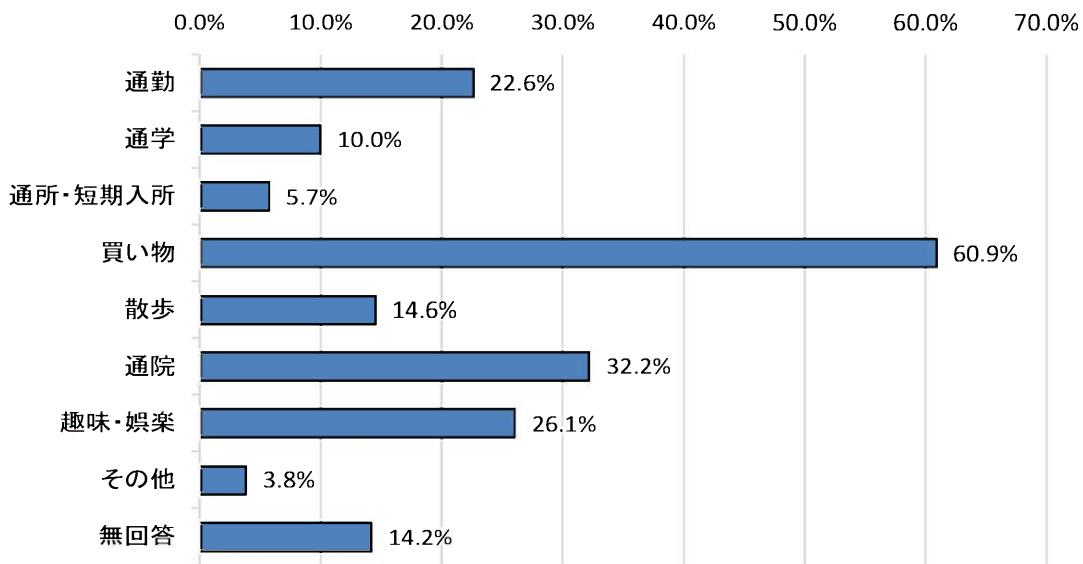
その外出時に困ることについては、「歩道・車道・段差などの障害物」23.8%、「緊急時の対応」19.2%、「障がい者用の駐車場が少ない」18.8%が上位でした。社会的障壁となるバリアフリー化の必要性がうかがえます。

【外出時困ること】



また、外出の目的としては「買い物」が60.9%と最も高く、次いで「通院」の32.2%となっており日常生活において必要不可欠なことが外出の目的となっています。このため、「外出しない」人たちへの外出支援方法の検討や生活を支える支援が必要であるといえます。

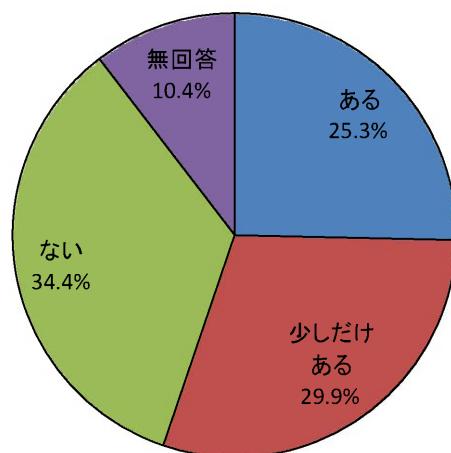
【外出の目的】



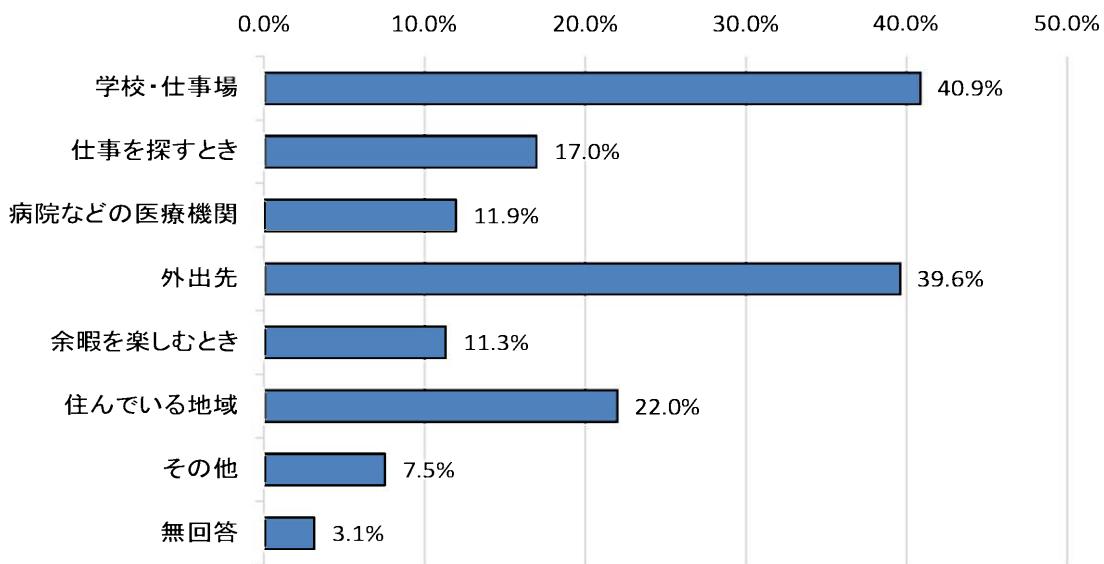
(10) 権利擁護について

障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことがある人『「ある」25.3%+「少しだけある」29.9%』は全体の5割を超えていました。嫌な思いをした場所については、「学校・仕事場」40.9%、「外出先」39.6%の割合が高く「住んでいる地域」についても22.0%の回答があり、あらゆる生活の場において、障がいへの啓発・理解の推進を行っていく必要があります。

【障がいのあることで嫌な思いをした】

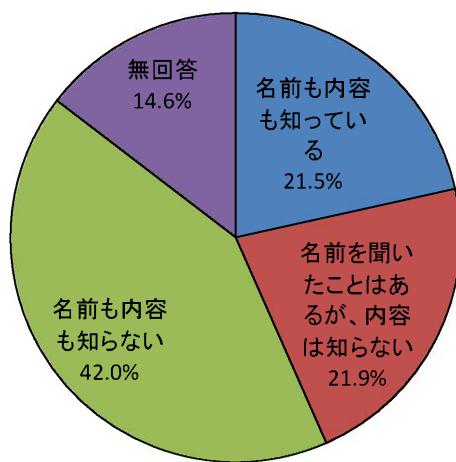


【障がいのあることで差別や嫌な思いをした場所】



成年後見制度については、「名前も内容も知っている」割合は 21.5% しかなく、内容を知らない人『「名前を聞いたことあるが、内容は知らない」 21.9%+「名前も内容も知らない」 42.0%』については6割を超えていました。このことから、成年後見制度の名前や内容を周知・啓発するなどの取り組みが必要になります。

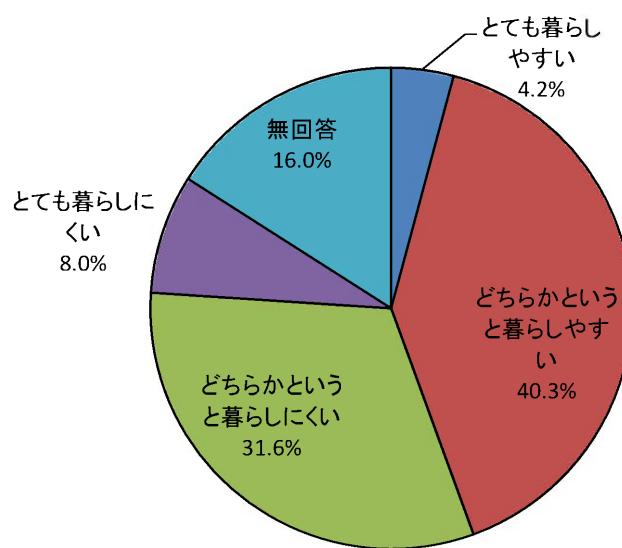
【成年後見制度の周知】



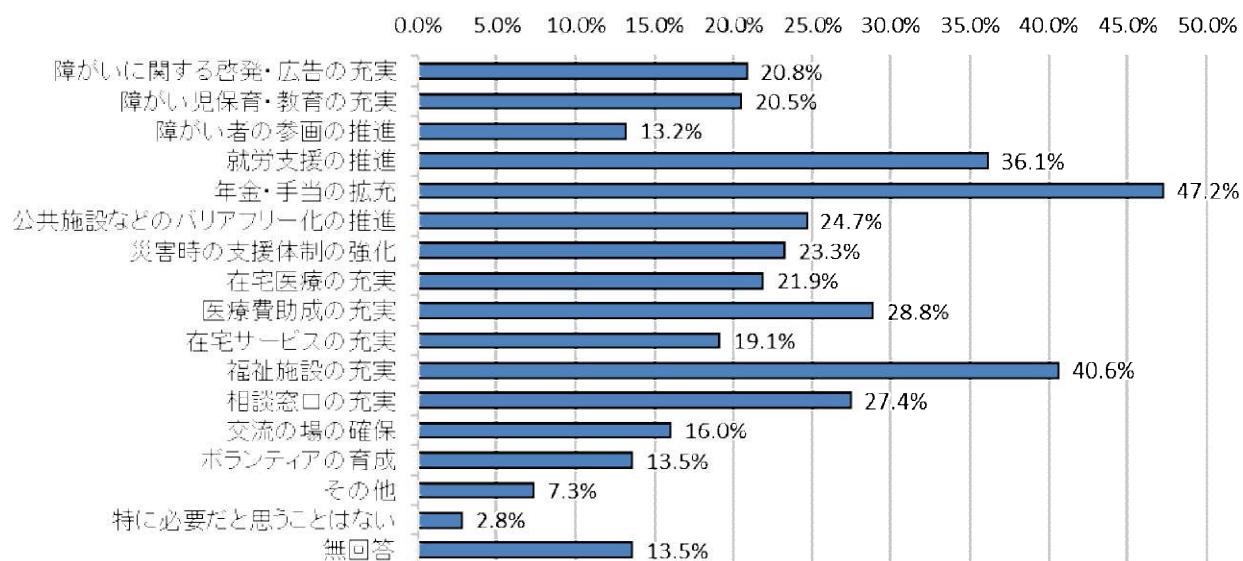
(11) 暮らしやすいまち

上天草市は障がいがある人にとって「どちらかというと暮らしやすい」が40.3%で最も多く、次いで「どちらかというと暮らしにくい」が31.6%、「とても暮らしにくい」が8.0%となっています。『暮らしにくい（「どちらかというと暮らしにくい」+「暮らしにくい」）』を年代別に見ると、他の年代と比べて「20歳代」が58.9%と割合が高くなり、それに対し「70歳以上」では11.1%でした。暮らしやすいまちに必要なこととしては、「年金・手当の拡充」が47.2%で最も多く、次いで「福祉施設の充実」が40.6%、「就労支援の推進」が36.1%となりました。

【上天草市は暮らしやすい市ですか】



【暮らしやすいまちに必要なこと】



第3章 計画の基本的な方針

3－1 基本理念・基本的視点

私たちの住む地域には子どもから大人、高齢者、障がい者（児）、男女などさまざまな人が一緒に生活しています。誰もが住み慣れた地域で、すべての人々と安心して暮らせる社会を築くためには、一人一人の人格と個性が尊重され、社会を構成するお互い対等な一員として主体性をもって社会、経済、文化、スポーツなど、あらゆる活動に参加できる機会を保障された地域をめざしていかなければなりません。

本計画の基本理念については、これまでの第1期・第2期計画の基本理念「安心・快適な暮らしづくり」を恒久的な理念として継承するとともに、障害者基本法に定められた「地域社会における共生」「差別の禁止」を実現するために、障がいがあってもなくても地域で自立し、誇りを持って共に暮らすことで、いきいきと生活できるまちづくりをめざすため、以下の基本的な視点に基づく、施策を推進します。

基本理念

安心・快適な暮らしづくり



基本理念を実現するためのまちづくりの基本的な視点

視点1： 一人ひとりの自己実現

障がい者（児）が、自らの意思により自立した暮らしを実現できるよう、子どもから大人への成長過程での一貫した療育支援、就労機会の拡大、地域の様々な活動への参加・参画を促進するなど、個々の自己実現を支援します。

視点2： 自立した暮らしの実現

障がい者（児）が、健やかに、地域の中で自立して豊かに暮らせるよう、利用者のニーズにあった保健・医療や障害福祉サービス等の量的・質的な充実を図るとともに、適切にサービスを提供し利用できる体制の整備を行います。

視点3： 共に暮らす、共感・協働社会の実現

市民一人ひとり、地域社会全体が障がい者（児）に対する理解を深め、共に暮らす地域住民の一員として共感・協働できる社会をめざし、地域での交流機会や福祉教育の充実、福祉ボランティア活動への参加促進を図ります。

3－2 基本目標および施策体系

基本理念及び基本的視点に基づき、以下の7つの基本目標により施策を展開します。

基本理念	基本的視点	基本目標	施策
安心・快適な暮らしづくり	一人ひとりの自己実現	1. 障がいの理解の促進	○広報・啓発活動の推進 ○人権教育・福祉教育の推進 ○差別の解消・障がい者虐待の防止
	自立した暮らしの実現	2. 自立した生活への支援	○障がい福祉施策の周知及び相談支援の充実 ○障害福祉サービスの充実 ○権利擁護の推進
	共に暮らす、共感・協働社会の実現	3. 保健・医療の充実	○身近な相談支援の環境づくり ○医療費の負担軽減 ○早期発見、早期療育の推進／住民健診及び予防対策の充実 ○こころと体の健康保持
		4. 保育・教育の充実	○子どもの成長過程に応じた療育相談支援体制の充実 ○障がい児の保護者への支援 ○保育・学童教育の充実
		5. 雇用・就労の支援	○雇用に向けた支援の充実 ○就労意欲のある障がい者への就労の機会づくり ○障がい者の就労移行に対する支援 ○障がい者（児）の所得保障への支援
		6. 生活環境の充実	○安全・快適な公共施設等の整備 ○公共交通機関の利便性向上 ○障がい者にやさしい生活空間の整備 ○防災・防犯ネットワークの構築 ○安心快適な暮らしづくりは市役所から
		7. 社会参加・交流の促進	○地域での交流・コミュニケーションが広がる環境づくり ○ニーズに対応したスポーツ・文化活動の充実と参加促進 ○障がい者（児）の情報交換・社会参加の機会づくり

第4章 施策の展開

(基本目標) 4－1 障がいの理解の促進

【現状と課題】

障がいのある人もない人も互いに尊重し合い、ともに地域で暮らすための取り組みの推進を図ります。広く市民の間に浸透させていくための広報・啓発の充実や、障がい者（児）との交流の場づくりをすすめ、互いに理解を深めていくことが求められています。

＜アンケート調査からの課題＞

○福祉に関する情報は「市・県の広報誌」が33.0%と最も高く、次いで「友人知人」25.3%となっています。年代による周知媒体の変化や、障がいの特性による周知方法の検討が必要です。

○障がいについての理解の必要性は就労の場では34.7%、学校では33.0%となっており、また、差別や嫌な思いをした場所は「学校・仕事」では40.9%、外出先で36.9%と高くなっています。障がいに対する理解を促進する啓発・広報がライフステージや住み慣れた地域などさまざまな場面・機会で求められています。

【施 策】

(1) 広報・啓発活動の推進

①市民への障がいに対する正しい理解を促進する機会づくり

障がい者（児）が地域社会の中で自立した生活を送るためには、市民一人ひとり、地域、企業など周囲の理解と支援を充実させることが必要です。障がいや障がい者（児）に対する理解を深める機会を広げていきます。

■主な取り組み

○障がいに対する正しい理解、障がい者（児）との接し方を学ぶ機会づくり

○障がい者（児）と市民の互いの交流機会づくり

②障がい者（児）へのわかりやすい情報提供のできる環境づくり

市のホームページや広報誌などにより、障がい福祉の制度や各種サービスについて周知を図ります。また、障がいのある人に必要なコミュニケーションの方法で、わかりやすい情報提供ができる環境づくりに努めます。

■主な取り組み

○障がい特性についての理解促進のための周知啓発

○障害福祉サービス等の情報を掲載したパンフレット作成及び各種団体等への配布

○広報紙等への定期的な情報の掲載

○ボランティア団体による障がい者（児）への必要なコミュニケーションへの支援活動

○障がいに応じたコミュニケーション方法（手話・要約筆記・筆談など）の活用

(2) 人権教育・福祉教育の推進

①学校での人権教育の継続と福祉に関する教育機会づくり

学校での教育活動を通じ、障がいに対する理解を深める人権・福祉教育を継続して実施し、地域の中で障がい者（児）が安心して暮らせる環境づくりに努めます。

■主な取り組み

- 学校活動の中で人権教育の実施
- 学校による疑似体験など体験的福祉学習の実施
- 福祉施設などへの職場体験の実施
- 障がい者（児）との交流づくり

②市民の人権教育・啓発機会づくり

人権教育指導員による各種団体・各小中学校等における人権講話を継続して実施します。また、パラリンピック開催に伴う障がいへの人権教育を推進し、理解を深めるための啓発・交流活動を推進します。

■主な取り組み

- 人権教育相談員による啓発活動・講話の実施
- 「障害者週間」等の啓発イベントの開催の及び参加促進
- ポスターやパンフレットの作成・配布による啓発・広報活動の展開
- 天草支援学校が中心となった天草圏域での教育機会の充実

(3) 差別の解消・障がい者虐待の防止

①障がいへの差別の解消

障がいのある人への不利益取扱いの禁止や、合理的配慮など社会的障壁の除去をすすめ障がい者（児）への差別の解消を推進します。

■主な取り組み

- 「障がいのある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」の推進
- 行政機関における合理的配慮の推進

②障がい者虐待防止対策の強化

障害者虐待防止法の推進を図り、障がい者虐待の未然防止や早期発見・対応を図ります。

■主な取り組み

- 障がい者虐待防止に向けての周知・啓発活動の実施
- 市虐待防止センターの設置及び相談機能の強化
- 障害福祉サービス事業者の質の向上

(基本目標) 4－2 自立した生活への支援

【現状と課題】

障がい者（児）の自立した生活の実現を支援するために、障がいの特性に応じた各種のサービスが確保されることが必要です。障がい者（児）が必要とするサービスを利用できるよう、障害福祉サービス等の周知及び提供が求められています。

＜アンケート調査からの課題＞

- 障害福祉サービスを「知らない」が平均45.4%を占め、特に障がい福祉固有サービスである同行援護は53.5%、コミュニケーション支援事業は63.5%、地域活動支援事業は59.4%と高くなっています。障害福祉サービスに関する情報の周知、利用方法がわからないとする意見があり、障がい者（児）が必要な生活が送れるよう、サービスや各種制度に対する情報提供や相談体制の確保及び充実が必要となっています。
- 日常生活における支援の必要な状況では、サービスに必要な手続きが52.1%が最も高く、次いでお金の管理44.1%となっています。また、成年後見制度については「名前も内容も知らない」は42%と最も高くなっています。障がい者（児）の権利を擁護し適切な医療・保健・介護・福祉サービスを受けられるためには、成年後見制度等の周知啓発・利用促進が求められています。
- 介助に係る問題点については介助者の精神的負担や高齢化がそれぞれ2割を占めています。介護負担の軽減となる各種サービスの拡充が求められています。

【施 策】

（1）障がい福祉施策の周知及び相談支援の充実

①障害福祉サービス及び制度等の周知機会の充実

窓口での相談や各関係機関における支援者への説明方法を工夫し、障がい福祉施策全般における制度の周知を広く図ります。

■主な取り組み

- 障がい福祉施策における各種制度やサービス等に関する周知活動の充実
- 障がいの特性に応じた媒体を活用した周知方法の検討

②身近な地域における相談支援体制の充実

障がい者（児）のさまざまな相談にいつでも対応できるよう、身近な地域において関係機関との連携を図りながら相談支援体制の充実を図ります。

■主な取り組み

- 天草圏域における相談支援事業の実施
- 天草圏域における基幹相談支援事業所設置の検討
- 天草地域自立支援協議会（計画相談部会）における連携・情報共有
- 行政における相談窓口体制の充実及び関係機関との連携促進

(2) 障害福祉サービスの充実

①訪問系・日中系サービスの充実

障がい者（児）の地域生活を支えるため、訪問系・日中活動系サービスの確保に努めるとともに、サービスの質の向上に向けた取り組みを推進します。

また、障がい者（児）の介助者の生活状況を把握し、サービスの充実及び介助者の負担軽減に努めます。

■主な取り組み

- 日中一時支援事業の実施
- 介護保険事業者等における共生型・基準該当障害福祉サービスの利用の促進
- 障害福祉施設での日中活動の充実
- 地域活動支援センターの利用促進

②移動・外出支援サービスの充実

視力障がい者（児）のガイドヘルパーによる外出、通所・通学の移動支援事業を継続するとともに、日中活動に対する外出支援サービスを実施します。

■主な取り組み

- 外出時のガイドヘルパーによる移動支援事業の実施
- 通所・通学利用者への移動支援事業の実施
- 日中一時支援事業における送迎サービスの実施

③地域生活への移行・定着支援に向けた環境整備

障がい者（児）の地域生活への移行・定着に向け、サービスの確保及び充実並びに地域生活支援の推進に努めます。

■主な取り組み

- 障がい者の自立した地域生活へ向けた相談支援（の利用促進及び充実）
- 地域移行に向けた障害福祉サービスの確保及び充実
- 天草圏域による「地域移行のための安心生活支援事業」の実施
- 天草圏域による「地域生活支援拠点」の整備に向けた検討

(3) 権利擁護の推進

①権利擁護事業の実施と成年後見制度の利用支援

障がい者（児）の自己決定の尊重・本人保護が損なわれないよう、成年後見制度の利用促進に関する法律に基づき、成年後見制度の推進を図ります。

■主な取り組み

- 成年後見制度の周知
- 成年後見制度の活用の促進
- 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の実施

(基本目標) 4－3 保健・医療の充実

【現状と課題】

障がい者（児）を含めた家族や介護者、誰もが地域で健康的な生活を送れるよう、健康の維持増進のため疾病の早期発見・早期治療の取り組みについて、継続的な支援が必要です。

＜アンケート調査からの課題＞

- 相談する相手として「家族・親戚」が71.9%と最も多く、次いで「友人知人」、25.7%、かかりつけ医、相談支援事業の順となっています。
- 地域での生活で必要な支援として「経済的な負担の軽減」が50%「在宅で医療ケアなどが適切に受けられること」が38.9%となっています。
- 介助者の健康状態がよくないと回答した割合は1割以下でしたが、「精神障害者保健福祉手帳」の介助者は2割を超えていました。

【施 策】

（1）身近な相談支援の環境づくり

①医療機関や市役所関係機関における相談支援体制の向上

身近な相談機関として、かかりつけ医や市役所関係窓口への情報提供を行い、相談支援の充実を図ります。

■主な取り組み

- 市役所関係窓口における相談支援の充実
- かかりつけ医、病院窓口への障害福祉サービス等の情報提供

（2）医療費の負担軽減

①自立支援医療及び各種医療費助成制度の活用による負担軽減

障がい者（児）やその家族の経済的な負担の軽減を図るため、医療費の助成事業を継続して行い、経済的な支援を行います。

■主な取り組み

- 自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）による医療費負担の軽減
- 特別障害者手当、障害児福祉手当制度の実施
- 重度心身障害者医療費助成事業の実施
- 未熟児医療費の給付
- 子ども医療費助成の実施

(3) 早期発見、早期療育の推進／住民健診及び予防対策の充実

①早期発見、早期療育の推進

乳幼児健康診査を実施し、フォロー対象者については相談や早期療育につなげます。

■主な取り組み

- 保健センターにおける乳幼児健診の充実
- 母子保健推進員による新生児訪問の実施、及びマンパワーの確保
- フォロー対象者への相談及び早期療育の実施
- 保健・医療・福祉・教育等の関係機関（府内連携を含め）による切れ目ない支援体制の構築

②住民健診（特定健診・各種がん検診）における疾病予防対策の充実

生活習慣に起因した疾病的発生を予防していくため、住民健診の実施とその後の保健指導の充実を図ります。

■主な取り組み

- 複合健診や個別健診など受診しやすい健診体制の整備
- 住民健診（特定健診・各種がん検診）の実施
- フォロー対象者への保健指導等の充実（地区担当・業務担当制）

(4) こころと体の健康保持

①精神障がい者の心の健康づくり

精神保健施策の推進を図るため、精神障がい者に対する保健相談・訪問の充実を関係機関と連携し実施します。また、精神障がい者の長期入院からの地域移行に向けて、各関係機関との連携を図り、地域における精神障がいの理解や地域生活を支える障害福祉サービス等の整備をすすめます。

■主な取り組み

- 精神保健における相談及び訪問の実施
- 医療機関、保健所及び精神保健福祉センターなど関係機関との連携による支援の充実
- 天草精神自立支援協議会等による精神障がい者に対する支援の推進
- 天草都市地域精神障害者家族会への支援
- 自殺の防止に向けた対策の推進
- 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 天草地域自立支援協議会・地域生活部会における検討及び活動の継続

(基本目標) 4－4 保育・教育の充実

【現状と課題】

子ども一人ひとりの障がいの特性に応じた支援を図るために、生まれてから乳幼児健診はもちろん、就学前から卒業後、自立した生活に至るまで一貫した切れ目ない支援体制が必要となっており、各分野の関係機関が連携し、包括的な支援が求められています。

＜アンケート調査から課題＞

- 障がいのある子どもたちが暮らしやすくなるための必要なことでは「将来の就労の場」が46.5%と最も高く、次いで「手当年金制度の充実」が46.2%と将来の自立した生活の際に経済的な不安が高くなりました。また「障がい児の同世代の子どもたちの障がいへの理解」も33.3%となっており、障がい児を取り巻く保育・教育・地域等の場面での障がいの理解を深めることも必要です。
- 障がい児福祉サービスの充実は31.3%、一貫した相談体制の必要性も30.2%となっており、切れ目ない支援が望まれています。

【施 策】

(1) 子どもの成長過程に応じた療育相談支援体制の充実

①療育支援体制の充実

一人ひとりの子どもの特性に合わせたきめ細やかな相談・療育を行い、子どもたちが生まれ育った地域社会でいきいきと暮らし、自立できるよう支援していきます。

また、身近な地域で支援を受けられるよう、地域における療育支援体制の整備や保育所等訪問支援等において各事業所の質の向上を図ります。

■主な取り組み

- 障がい児のライフステージに沿った切れ目のない一貫した相談支援体制の整備
- 天草圏域地域療育支援体制の整備及び充実
(1次圏域：市町村 2次圏域：児童発達支援センター 3次圏域：こども総合療育センター)
- 児童発達支援、放課後等デイサービスなど障害児通所支援の確保及び質の向上
- 上天草市地域療育通園事業（キラキラ仲間）の充実
- 夏休み等の長期休暇や放課後の障がい児の日中活動の場の確保
- 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

(2) 障がい児の保護者への支援

①家庭への相談・指導体制の充実

障がい児親の会での情報交換や研修会を実施するほか、相談機関や療育の充実により家族への相談・対応のできる環境を確保します。

■主な取り組み

- 保護者への相談支援の充実
- ライフステージに沿った各制度及びサービス等の周知
- 障がい児親の会の活動支援

(3) 保育・学童教育の充実

①障がい児の保育・教育の支援

子ども・子育て支援法に基づく教育、保育等の利用状況も踏まえ、保育所・学校・行政等の関係機関との連携により、障がいのある児童の就学指導・相談体制の充実を図ります。学校教育においては、特別支援学級による受入れ体制を充実し、細やかな教育に努め、進学先、就職先へのつなぎを行い切れ目ない支援を推進します。

また、卒業後の多様な進路の確保を図るため、教育関係機関、ハローワーク、福祉施設等やその他関係機関と十分な連携を図り、卒業後における相談支援体制の整備・充実に努めます。

■主な取り組み

- 学校・教育委員会、療育機関等、福祉による上天草市特別支援教育就学移行支援ネットワーク会議の開催
- 市内全保育園訪問による巡回相談支援体制の継続
- 市内小中高等学校における障がい児の特別支援教育の充実
(上天草市特別支援教育総合推進事業の推進)
- 障がい者を包容する教育制度（インクルーシブ教育システム）の充実
- 卒業後における相談支援の継続及び相談体制の充実

(基本目標) 4－5 雇用・就労の支援

【現状と課題】

障がい者の自立に向けて雇用、福祉、保健、教育等の関係機関が連携し、障がい者の就労支援や職場定着の取り組みを継続して実施し、充実させる必要があります。

本市には、「NPO 法人 交流の里 どんぐり村」が就労継続支援 B 型事業所、地域活動支援センターとして機能しているほか、「夢の架けはし」就労継続支援 A・B 型事業所があります。市内外の事業所の就労移行支援、就労継続支援 A 型・B 型等の障害福祉サービスの提供により障がい者の就労場所の確保が進められています。

＜アンケート調査からの課題＞

- 暮らしやすいまちづくりのために必要なことでの 36.1% が「就労支援の推進」をあげています。また、最も高かったのは「年金・手当の拡充」が 47.2% と経済的支援が求められています。
- 現在、就労しているは全体の 34.7% で、そのうち仕事先としては「就労継続支援 B 型事業所」が 27.0% と最も高く、次いで「一般就労などアルバイト・パート」が 20.0% となっています。
- 仕事をするうえでの不安については「収入が少ない」が 36.0% と最も高く、次いで「特になし」が 32.0%、「人間関係がうまくいかない」が 18.0% となっています。

【施 策】

(1) 雇用に向けた支援の充実

①企業等における理解の促進

障がい者の雇用を促進するため、市内の事業者に対し障がい者雇用に関する情報提供を行うことが必要です。また、理解を深めるためには障がい者の職場での実習、訓練といった体験就労の機会をつくることも必要です。また、工賃向上に向けた取り組みを推進します。

■主な取り組み

- 事業者への障がい者雇用に関する情報提供及び理解促進
(本市誘致企業連絡協議会への情報提供・相談)
- 障がい者の就労体験の機会づくりと企業の受入れに対する支援
- 天草圏域販売促進の場の提供
- 障害者就労施設等からの優先調達の推進

(2) 就労意欲のある障がい者への就労の機会づくり

①ハローワークと連携した就労に関する情報提供及び就労支援の充実

ハローワークなど関係機関と連携することで、働く意欲や能力のある障がい者への就労情報の提供・就労支援に努めます。

■主な取り組み

- ハローワークなど関係機関との連携による就労情報の提供及び就労支援

②就労に向けた相談体制の充実

就労継続支援事業所、就労移行支援事業所、職場等との連携を強化し、働く意欲と能力のある障がい者が自信を持って働き、働き続けられる就労支援体制の整備に努めます。また、ジョブコーチ等の県事業を活用し、就職から就労後のフォローまでの就労支援体制の整備・強化に努めます。

■主な取り組み

- 障害者就業・生活支援センターと各関係機関との連携による相談支援（職場定着支援を含む）体制の充実
- 就労移行支援事業所、就労継続支援事業所と連携した就労支援の充実
- トライアル雇用制度やジョブコーチ等の各種助成事業の周知・活用の促進

(3) 障がい者の就労移行に対する支援

①就労移行に向けた取り組みの支援

就労移行支援事業所、就労継続支援A型・B型事業所による障がい者の就労に必要な知識・能力の向上を図るための支援を行います。また、地域活動支援センターによる就労移行支援への支援もすすめていきます。

■主な取り組み

- 就労移行支援事業所、就労継続支援A型・B型事業所の確保及び充実
- 地域活動支援センターによる就労へ向けた生活支援の提供

(4) 障がい者（児）の所得保障への支援

①年金制度・各種手当制度の周知

重度の障がいや働きたくても働く機会につながらない障がい者や障がい児を養育している人に対し、自立した生活を送れるための所得保障制度の周知を図ります。

■主な取り組み

- 国の年金制度や心身障害者扶養共済制度の周知
- 特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当等の各種福祉手当の周知
- 特別障害者手当、障害児福祉手当等の実施
- 各制度の相談窓口の充実

(基本目標) 4－6 生活環境の充実

【現状と課題】

公共施設、道路、交通機関等における社会的障壁の除去は、障がい者（児）の自立と社会活動への参加を促進するための基本となる生活環境条件であり、行政、民間事業者、市民が一体となった取り組みが必要となっています。

＜アンケート調査からの課題＞

- 外出時、困ることでは「歩道・車道・段差などの障害物」が23.8%最も高く、次いで「障がい者駐車場が少ない」も18.8%となっています。また、暮らしやすいまちに必要なことでは「公共施設などのバリアフリー化の推進」が24.7%となっており、公共施設、公共交通の段差解消などバリアフリー化に向けたさらなる点検・改善が求められています。
- 外出の目的は「買い物」が60.9%と最も高く、次いで「通院」が32.2%で頻度は「ほぼ毎日」が40.6%でした。交通手段は「自分以外が運転する自動車等」が33.0%と最も高く公共交通機関の利用は3.5%にとどまっています。交通弱者の買い物等の日常的な移動に対する支援、公共交通手段の不便さの解消が求められています。
- 障がいのある方にとって暮らしやすいまちづくりでは23.3%の方が「災害時の支援体制の強化」をあげています。

【施 策】

（1）安全・快適な公共施設等の整備

- ①公共施設・公共交通機関におけるユニバーサルデザイン・バリアフリー化
障がい者（児）や高齢者が公共施設や公共交通機関を安全かつ快適に利用でき、外出しやすい環境の整備に努めます。

■主な取り組み

- 公共施設や医療機関、企業施設、観光施設等におけるバリアフリー化の推進
- ハートフルバスの市窓口交付及びおでかけ安心トイレ等の情報提供の実施

（2）公共交通機関の利便性向上

- ①障がい者の利用ニーズにあわせた交通手段の確保
循環バスや乗り合いタクシーの運行等による交通弱者等への利便性の向上を図ります。

■主な取り組み

- 民間事業者が運営する福祉タクシーに関する情報提供
- 民間事業者の福祉タクシー事業への申請等、事業化に向けた支援
- 循環バスや乗合タクシーの運行等による交通弱者等への利便性の確保

(3) 障がい者にやさしい生活空間の整備

①住宅のバリアフリー化に向けた支援

関係機関と連携しながら、自宅のバリアフリー化に向けた助成制度等の啓発を図り、バリアフリー住宅の普及に努めます。

■主な取り組み

- 住宅改造・住宅改修の助成の実施
- 日常生活用具の給付事業の実施

②道路環境の整備

市内の国・県道、市道の幹線道路について、必要性を検討しながら国・県と協議し、歩道の段差解消等をすすめて行きます。

■主な取り組み

- 国・県道、市道の歩道の整備や段差解消
- 歩道や誘導ブロックの整備継続の実施

(4) 防災・防犯ネットワークの構築

①地域での見守り・助け合いの環境づくり

災害時に障がい者（児）の避難等を支援できるよう、小地域ネットワークや自主防災組織による地域の見守り、助け合いのできる環境をつくるとともに、災害時要援護者避難支援計画に基づき、災害などの緊急事態発生時に適切な情報提供や避難行動が行える体制を整備します。

また、障がい者が犯罪などに巻き込まれることのないよう、関係機関・団体と連携し、防犯活動を推進します。

■主な取り組み

- 小地域ネットワークや自主防災組織の設立
- 災害時要援護者避難支援計画の各事業の推進

(5) 安心快適な暮らしづくりは市役所から

①市職員の障がい者（児）への対応の充実

障がい者（児）が相談しやすい市役所をめざし、職員研修等による障がいの理解や各制度等の周知に努めます。

■主な取り組み

- 職員研修等による障がい福祉に関する制度等の周知及び知識の習得
- 障害者差別解消法における職員対応要領の制定
- 法定雇用率の達成維持

(基本目標) 4－7 社会参加・交流の促進

【現状と課題】

地域や周囲の理解と支援により、地域における交流活動やスポーツ・文化活動などを通じて、障がい者（児）が「生きがい」を持って暮らせる地域づくりが必要です。

＜障がい者施策の取り組みからの課題＞

○地域との交流の機会は障がいの程度や周囲の状況など様々な要因があると思われますが、日頃のコミュニケーション機会づくりから交流につながる機会へと広げていくための取り組みを検討していくことが必要です。

○障がい者（児）も楽しめるスポーツ活動については、種目が限られている状況です。

○地域での活動の場は地域にあるスポーツ・文化活動の人材・団体が役割を担っており、団体等への支援が求められています。

【施 策】

（1）地域での交流・コミュニケーションが広がる環境づくり

①地域行事等での障がい者（児）がより参加しやすい環境づくり

障がい者（児）がより参加しやすい環境づくりや、出展スペースの確保などに努めることで、参加の促進を図ります。

■主な取り組み

○地域行事やイベント等、障がい者（児）の参加促進のための環境づくり

○出展機会の創出

②障がい者（児）の社会参加を支援する福祉マンパワーの確保・活用

障がい者（児）が、幅広く地域活動などに参加することができるよう、上天草市ボランティア連絡協議会、上天草市社会福祉協議会を中心に障害者団体の活動やボランティア団体の活動を支援するとともに、N P O、ボランティア団体への活動を支援していきます。

また、ボランティアなどへの参加意欲がある市民に対して情報の提供や講座の開設などの支援を行います。

■主な取り組み

○上天草市ボランティア連絡協議会による各種ボランティア団体の人材育成

○N P O、ボランティア団体の育成・活動支援による活動の充実

(2) ニーズに対応したスポーツ・文化活動の充実と参加促進

①スポーツ活動の充実

2020年のパラリンピック開催に向けて、障がい者（児）のニーズに対応したスポーツ活動を充実させていくため、体育協会などのスポーツ団体、身障協会など福祉団体の協力を得ながら、障がい者スポーツ講座や大会の開催・参加などを支援します。

■主な取り組み

- 上天草スポーツクラブの障がい者割引制度の活用促進
- 県イベント等との連携による障がい者スポーツ大会等の周知及び参加促進
- スポーツ施設の利用料金の割引制度の実施等による利用促進
- 身体障害者福祉協会の活動支援

②文化活動の充実

障がい者（児）が文化・芸術活動に参加しやすくなるよう、手話通訳者や要約筆記者などを養成し、障がい特性に対応した教室や講座を開催するよう努めます。

また、地域の人材の協力による生涯学習活動団体等との連携により、文化活動への参加の機会を充実していきます。

■主な取り組み

- 手話通訳者、要約筆記者の活用による障がい者（児）に対応した教室や講座の充実
- 手話教室等における市内のボランティア団体の連携
- 地域の人材の活用において生涯学習活動団体等との連携
- 手話通訳者の養成（圏域・市内実施の検討）

(3) 障がい者（児）の情報交換・社会参加の機会づくり

①障がい福祉事業全般における社会参加・交流の場づくり

各種事業における障がい者（児）間の交流を通して、日常的な情報交換、相談のできる機会を充実していきます。

■主な取り組み

- 障がい福祉施策における各種事業の実施、それに伴う社会参加・交流の促進
- 各種団体（身障協会等）の活動支援

第5章 計画の推進

5－1 計画の推進体制

(1) 計画の周知

本市に住むすべての人・団体等が、計画の推進力となるよう、本計画を様々な媒体を活用しながら、市民、団体、市職員へ広く周知します。

(2) 各関係機関等と連携した推進

計画の実施については、市内外のさまざまな関係機関との連携により、効果的な取り組みを行います。また、府内おいても関係各課と連携し、効果的な事業の推進を図っていきます。

(3) 地域福祉計画と連動した計画の推進

本計画は地域福祉計画の障がい福祉施策をまとめた計画となります。このため、地域福祉計画と一緒に計画を推進していきます。

5－2 進行管理・評価体制

本計画の進行管理については、計画の進捗状況の把握を行い、上天草市障がい者計画及び障がい福祉計画策定検討委員会への報告を行い、委員からの意見を聞き、必要に応じ計画の見直しを行います。

また、事業の実施状況の評価については、本市が実施する「市民意識調査」等の結果も併せて用います。

上天草市障がい者計画及び障がい福祉計画

策定検討委員会委員名簿

区分	所属	役職	氏名
委員	上天草市議会	文教厚生常任委員長	桑原 千知
委員	障害者支援施設 きずなの里	施設長	石山 幸樹
委員	N P O 法人どんぐり村	施設長	楠元 町子
委員	上天草市 身体障害者福祉協会	副会長	岩原 武巳
委員	上天草市社会福祉協議会	事務局長	静谷 正幸
委員	上天草総合病院	リハビリテーション 課長	楠本 譲治
委員	障がい児親の会	会長	竹本 利恵
委員	上天草市民生委員児童委員 協議会連合会	理事	荒木 久子
委員	上天草市 ボランティア連絡協議会	会長	坂口 米子
委員	学識経験者	元上天草市 保健課長	藤川 直子

